

知 事 政 策 局

1 真の地方分権の推進について(共 通)

政府は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため改革に積極的に取り組んでおり、国と地方の協議の場の法制化、地域主権関連 3 法の成立をもって、真の地方分権の実現に向けた第一歩と考えている。しかしながら、地方六団体が強く要請している地方消費税の拡大、地方交付税の復元・増額、国・地方の税源配分「5 : 5」の実現等地方税財源の充実強化等多くの事項が残されている。

現在の市財政は、高齢化に伴う社会保障関係費用や子育て支援策など住民福祉向上のための財政需要が年々拡大しており、引き続き厳しい状況である。加えて、経済情勢も東日本大震災の発生や急激な円高等により先行きが不透明であり、今後も一層厳しい財政運営が見込まれる。

については、今後の地域分権改革が国の財政再建を優先し、地方に負担を押し付けるのではなく、真の地域分権の確立に向けた改革となるよう次の事項について万全の措置を講じるよう国に働きかけること。

(1) 地方交付税について

市の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保するとともに、財政基盤が脆弱で新たな自主財源の確保が困難な地方の都市に対しては、安定的な行財政運営が図れるよう地方交付税の持つ財源調整及び財源保障の両機能を強化すること。

なお、所要額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率の引き上げにより所要額を確保すること。

(2) 地域自主戦略交付金について

市町村向けの国庫補助金の地域自主戦略交付金化に当たっては、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること。

また、地域自主戦略交付金化が三位一体改革時のように地方財源の減少に繋がることのないよう財源措置するとともに、市民生活に支障が生じないよう、それぞれの市の実情を踏まえた算定とすること。また、算定基準等の詳

細を明確に示すこと。

なお、社会資本整備総合交付金は、今後、政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化することとされているが、一括交付金（地域自主戦略交付金）へ移行する事業との区分等を明確にすること。

2 県単独補助金等の廃止・縮減について（共通）

〔要望部局 知事政策局・総務部〕

県単独補助金については、公共サービスの向上及び豊かで活力に満ちた地域社会を実現するうえで大きな成果を上げているところであるが、県においては、平成 19 年 12 月に策定された「行政改革大綱」等により、県単独補助金の廃止及び縮減などの見直しが進められている。

県単独補助金の見直しは、県補助事業から市単独事業への転換など市財政の負担増加に繋がるものであり、今後の市民サービスへの影響が危惧される。

については、県単独補助金については、現行制度の存続を強くお願いするところであるが、見直しを行う場合は、各市の意見を事前に聴取するなど、県と市との間において、今後の事業のあり方や経費負担等について十分な協議を尽くし、各市の財政負担の増大にならないよう慎重かつ責任ある措置を講じること。

3 甲斐警察署の早期実現について（甲斐市）

〔要望部局 知事政策局・県警本部〕

本市は、県下 2 番目の人口を有し、合併以来「安全で快適に暮らせるまちづくり」を構築するために各種の取り組みを行っている。

平成 19 年 4 月 1 日から、韮崎警察署の所管となり甲斐分庁舎の設置がされたが、大規模小売店の進出や JR 竜王駅周辺整備、道路網の整備（双葉スマート IC・国道 20 号線及び主要県道）による通行車両の増加等により、平成 22 年においては、交通事故の発生件数は 581 件、韮崎警察署管内において、約 7 割という高い状況が続いているところである。

また、刑法犯認知件数も 600 件となり、治安の悪化も懸念され、単独警察署の設置が必要不可欠となっている。

については、一日も早く市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが実現するよう甲斐警察署を早期に設置すること。

企 画 県 民 部

1 南アルプス世界自然遺産登録への推進活動支援等について(共 通)

〔要望部局 企画県民部・森林環境部〕

平成 19 年 2 月から、南アルプス国立公園を抱えている山梨県、長野県、静岡県
の 10 市町村が南アルプスの世界自然遺産登録に向けて活動を展開している。

本年度から世界自然遺産登録基準の一つである生物多様性の評価を高めると共
に、世界自然遺産登録のステップアップとして、ユネスコ・エコパーク登録検討
委員会を設立し、その登録に向けて本格的に活動している。また、地形・地質の
遺産でもある日本ジオパーク登録に向けた調査も併せて進めており、南アルプス
の世界自然遺産登録に向けて様々な活動を行っているところである。

一方、3 県による推進協議会と平行し各県毎の独自の取り組みも行っており、
本県でも韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町で構成する山梨県連絡協議会に
おいて、シンポジウム等を開催し県民への PR 活動を行うとともに、それぞれの市
町において地域の住民や中学生を対象に南アルプスの貴重な自然遺産を学んでもらうた
めに南アルプス学講座を開催し、その保護活動の重要性を発信する予定である。

このように南アルプスの世界自然遺産登録に向けて、様々な活動を行っている
が、各県のまとめ役として、また、施策の助言など富士山の世界文化遺産登録推
進のノウハウを持っている県がこの活動へ支援することが世界自然遺産登録の実
現に大きく前進する一步と考えているところである。

については、南アルプスの自然遺産登録に向けての支援と関係省庁への働きかけ
を継続して行うこと。

2 消費者行政活性化に向けた取り組みについて(共 通)

近年、食品の不正表示、悪徳商法など消費者の信頼を裏切る事件など国民生
活の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が数多く発生する中で、
国は、平成 21 年 9 月に消費者庁を創設し消費者行政の一元化を図るとともに、
地方の消費者行政を活性化するため、平成 21 年度から 3 カ年程度を「集中育成・
強化期間」とし、地方自治体の取り組みを集中的に支援しているところである。

本県においても地方消費者行政活性化基金が造成され、市町村の消費者相談窓口の強化等の取り組みに対し財政措置が講じられているが、その財政措置は1年延長されたとはいえ平成24年度までの時限措置となっている。

消費者の安全・安心の確保を図るためには、消費者相談等今後も継続して実施していく必要があるが、現下の極めて厳しい財政状況の中で、国の財源措置が講じられない場合、事業の継続は困難な状況である。

については、恒久的な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

3 電子自治体の推進について（共通）

国は、IT基本法の制定、「e-Japan戦略」及び「e-Japan戦略Ⅱ」の策定を行い、「世界最先端のIT国家を実現する」という目標に向け、電子政府・電子自治体の構築をはじめ様々な取り組みがなされた。この過程を踏まえ、平成18年1月には「IT新改革戦略」が策定され、平成22年度までに申請・届出等手続におけるオンライン利用率を50%以上とする目標を定め、また、公的個人認証に対応した電子申請システムを全市町村において整備することとされた。

この目標を受け、平成18年7月の「電子自治体オンライン利用促進指針」及び平成19年3月の「新電子自治体推進指針」に基づき取り組みがされている。

こうした中、各市においても平成16年度から、県と市町村が一体となった電子申請受付サービスを開始し、効率的な電子行政の実現に向け鋭意取り組んでいる。

については、一層の利用促進を図るため、ICカードリーダーライタのパソコンへの標準装備化を促進するよう国に働きかけること。

4 富士山の環境保全への支援について(富士吉田市)

昨年度の富士山の登山者は、山梨・静岡両県合わせて40万人を越え、大事故等がおこりかねない状況となっている。さらに慢性的なトイレの不足など、登山者の増加は、富士山の環境に大きな影響をあたえ、その影響ははかりしれないものがある。

こうした中で、関係市町村においても今後の世界文化遺産登録を前に、具体的な保全体制等を早急に作る必要があることから、本市が中心になり、関係団体(者)で組織する富士山環境保全協力金協議会を設立し、多くの意見交換や2,000人にも及ぶ登山者に対するアンケートを実施し、富士山環境保全協力金の導入を目指してきたところである。

しかしながら、市町村や一部の関係者だけでは限界があり、山梨・静岡両県はもとより国も含め、富士山を人類の宝として次世代に引き継ぐ保全対策が早急に必要である。

については、富士山の世界文化遺産登録をめざすこの機に、両県で国も参加する環境を保全すべき具体的方策を考える場を設置し、富士山環境保全協力金導入についても一つの施策として検討すること。

5 南アルプス国立公園の携帯電話通話エリアの拡充(広河原への携帯電話基地局の設置)について(南アルプス市)

南アルプス国立公園は、富士山、八ヶ岳とならぶ、山梨を代表する山岳観光資源である。しかしながら、南アルプスの遭難件数は他の地域より多く、安全な登山環境の整備が求められる。

南アルプス登山の起点は、環境省インフォメーションセンターのある広河原であるが、富士山や八ヶ岳と異なり、都市部を離れた奥深い山地であるため、携帯電話が使えない状況であり、登山者が登山行動の連絡ができない状況である。また、救助活動時にも警察や救助関係者の連絡手段がなく、活動に大きな負担を強いており、捜索活動にも時間と人手を要している。

こうした中、県では携帯電話の不感地域について、通信事業者等と連携し、その解消に努めているが、携帯電話やスマートフォンの普及を考えると、登山者や観光来訪者に対する情報通信環境の早急な整備が必要である。

については、山岳環境の安全性向上、来訪者の利便性向上、更には、南アルプ

ス山岳エリアの魅力向上のため、広河原に携帯電話中継アンテナを設置し、周辺を通話可能エリアにすること。

なお、アンテナ整備には、電源、用地、情報伝達（光ファイバー）が必要となるが、土地を管理する県や環境省の協力による設置の許認可と、情報伝達経路として県企業局が所有する野呂川発電所の導水路内への通信線敷設など、県有施設を活用することで、現実的なコストで実現可能であると考えている。

リニア交通局

1 リニア中央新幹線の早期実現について（共通）

東京、名古屋、大阪の三大都市圏を1時間で結ぶリニア中央新幹線は、交流と産業経済を一層促進するなど、大きな波及効果が期待されている。また、災害対策や東海道新幹線がフル稼働の状況にあることなど国家的見地からもその実現は緊急を要するものである。

また、本県にとっても、観光産業の振興をはじめ様々な経済効果が期待され、暮らしやすさ日本一の県土形成に大きく寄与するものである。

こうした中、本年 5 月に、リニア中央新幹線の整備計画の決定及び JR 東海に建設・営業主体の指名、建設指示がされるとともに、本年 6 月には、JR 東海からおおまかなルートと中間駅の候補地の場所が発表されるなど、着実にリニア中央新幹線の実現に向け前進しているところである。

については、リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について、必要な措置を講じること。

- (1) 山梨リニア実験線全線早期完成に向け、国をはじめ関係機関が一致団結して取り組むこと。また、実用化確認試験の期間短縮と実用路線の早期着工に努めること。
- (2) リニア中央新幹線の整備効果が駅周辺部だけでなく、県全体の活性化に結び付くよう、今後、県が策定する「リニア活用基本構想」において十分配慮すること。
- (3) 国及び JR 東海の負担で駅を設置すること。

2 JR 中央本線の高速化等について（共通）

JR 中央本線は、東京都、神奈川県、山梨県、長野県の 1 都 3 県を結ぶ大動脈であり、沿線地域の通勤・通学圏の拡大をはじめ、観光や産業経済の広域的な交流及び発展を支える極めて重要な路線であり、また、災害発生等による東海道線等の遮断にあたっては、緊急代替路線として極めて大きい役割を果たすものとする。

しかしながら、新幹線網の整備進展に伴い、高速性、安定性、快適性が飛躍的に

向上している中、在来線である JR 中央本線については、安全・快適性の確保に向けた一定の取組みが行われているものの依然として高速化の実現、安定輸送の確保など多くの課題が残されている。

こうした中、県では、中央東線高速化促進広域期成同盟会及び中央線高速化等利便性向上検討委員会等あらゆる機会を通じて、高速化の実現、安定輸送の確保、利便性の向上のため、鋭意取り組んでいるが、早期に実現を図る必要がある。

については、JR 中央本線について高速化、特急停車駅の増加及び甲府駅・大月駅間の通勤快速列車の増便（E 電の大月駅以西への乗り入れ延長を含む）等による、輸送力強化、利便性の向上等を図ること。

また、降雨や落雷による運行停止や運休により、首都圏に通勤する市民が自宅に帰れず、職場やホテルに宿泊することが年に数回発生するなど、大幅なダイヤの乱れがあることから、これらに対する対策の強化など、安定運行の向上を国及び JR 東日本等に働きかけること。

3 鉄道駅等のバリアフリー化の推進について（共通）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成 23 年 3 月 31 日に改正され、目標値の強化等が行われたが、引き続き着実な取り組みが必要である。

バリアフリー化の推進に当たっては、各種財政支援措置が講じられているが、事業費が多額となり、厳しい財政状況下で推進が図られないのが実情である。

については、バリアフリー化を推進するため、各種財政措置を拡充するよう関係機関へ働きかけるとともに、県においても財政支援措置を拡充すること。

4 地方バス路線運行維持対策の充実について（共通）

自家用自動車の普及や渋滞等走行環境の悪化により、バス利用者が年々減少する中で不採算路線が増え、生活路線維持費補助及び自主運行経費等、市の財政負担は年々増加している。

また、平成 14 年からの乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止は、自由競争の促進により事業者の創意工夫を発揮させ、より良いバスサービスの提供が図

られる反面、不採算路線では、運行本数の減少や路線の廃止という事態を招いており、市にとって生活路線の確保対策は、ますます切実な問題となっている。

一方、地方バスは、交通渋滞の解消、バリアフリー社会を目指す中での高齢者等の移動手段の確保及び環境負荷、省エネルギーの実施が図れる等、環境問題への配慮の観点からもその役割は、今後ますます重要になることが見込まれる。

こうした中、県においては、国の補助対象外の広域的・幹線的路線に準じる路線について、平成 14 年度に補助制度を創設するなど、地方バス路線の確保に向け鋭意取り組みがされているが、県補助対象の路線は数少なく、大半の路線は市町村で維持確保しなくてはならない状況である。

については、次の事項について、国への働きかけ等適切な措置を講じること。

- (1) 生活路線として必要な不採算路線確保に対する維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。
- (2) 県生活バス路線維持費補助金について、運行距離が長い路線については単独市町村路線も対象とするなど補助対象の見直しを図るとともに、補助期間限度の 2 年間を延長すること。
- (3) 路線バスの存続、効率的なスクールバスの運行及び児童の登下校の安全確保等を目的に実施している路線バスをスクールバスとして活用する事業(児童・生徒に定期券を支給)について、財政措置を講じること。

総 務 部

1 合併市町村への支援について(共 通)

合併市町村では、円滑な行政運営と計画的な地域振興に鋭意取り組んでいるが、昨今の厳しい経済状況に加え、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興を最優先とせざるを得ない状況は、インフラ整備においてもその影響は大きく、長期的な取り組みが必要となっているなど、行政運営において様々な課題を有している。

については、次の事項について国への働きかけ等必要な措置を講じること。

- (1) 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併 10 カ年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じるとともに、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保すること。
- (2) 普通交付税の算定の特例(合併算定替)を延長すること。

2 県単独補助金等の廃止・縮減について(共 通)

〔要望部局 知事政策局・総務部〕(再掲)

県単独補助金については、公共サービスの向上及び豊かで活力に満ちた地域社会を実現するうえで大きな成果を上げているところであるが、県においては、平成 19 年 12 月に策定された「行政改革大綱」等により、県単独補助金の廃止及び縮減などの見直しが進められている。

県単独補助金の見直しは、県補助事業から市単独事業への転換など市財政の負担増加に繋がるものであり、今後の市民サービスへの影響が危惧される。

については、県単独補助金については、現行制度の存続を強くお願いするところであるが、見直しを行う場合は、各市の意見を事前に聴取するなど、県と市との間において、今後の事業のあり方や経費負担等について十分な協議を尽くし、各市の財政負担の増大にならないよう慎重かつ責任ある措置を講じること。

3 森林の保全等に係る県民税超過課税の導入について(共通)

県では、社会経済環境の変化に伴い将来的に荒廃が進み、多様な公益的機能を十分に発揮できなくなる恐れのある森林を保全する財源とするために、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」を制定し、県民税均等割超過課税方式により、平成 24 年度から導入することとした。

「森林環境保全を目的とした県民税」と位置付けた場合、市町村は市県民税と併せて超過課税分を徴収することになるが、市民に対する超過課税分の説明、システム改修費、事務的経費の増加及び徴収率の低下など、新たな事務処理の対応が必要になる。

については、森林の保全等に係る県民税超過課税を導入するにあたり、市町村の事務処理を円滑に行うことができるようにするため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 「森林環境保全を目的とした県民税均等割超過課税方式」の導入は、県民税に包含されることになるため、県民が混乱を招かないように、「新税」という表現は使用しないこと。また、「森林環境税」はあくまで呼称であり、正式には県民税であることを周知すること。
- (2) 森林環境保全を目的とした県民税の導入に伴い、新たに取り組む事業の事業計画を明確にすること。
- (3) 森林環境保全を目的とした県民税の導入に伴い、市町村に生じる負担（事務的経費、超過勤務・徴収率低下等）については、新たに財政措置を確実に講じること。
また、苦情への対応として、市民への説明を行う県の窓口を設置することを検討すること。
- (4) 未納が生じている徴収状況にあつて、徴収した県民税から森林環境保全に係る基金へ繰入れる際の充当方法を明確にすること。

4 地方債の充実・改善について(共通)

地方債の充実・改善を図るため、次の事項について国等への働きかけを行うこと。

(1) 補償金免除繰上償還制度について

補償金免除繰上償還制度について、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成24年度まで本制度が延長された。

しかしながら、借入対象日や対象となる公営企業債の制限により一部の高金利の地方債が残る状況である。

については、借入対象期日制限の拡大（緩和）、公営企業債の対象拡大及び年利5%未満の残債においても繰上償還の対象とする等の対象要件の緩和・見直しを図ること。

(2) 第三セクター等の改革推進について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のための第三セクター等改革推進債が創設された。

しかしながら、短期的に財政運営を圧迫することから第三セクターの資産処分等が進まず、団体の解散又は業務の一部廃止ができない状況である。

については、市町村の健全な財政運営に資するため市町村の各種事業推進に貢献している県市町村振興資金の対象とすること。

5 防災・災害対策の充実強化について(共通)

〔要望部局 総務部・県土整備部〕

東日本大震災による巨大地震と大津波は、多くの人命と財産を奪い、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらすとともに、加えて東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出により、全国の産業・経済活動にも深刻な影響を与えているところである。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けるこ

とが懸念される。

県においては、東日本大震災の教訓や国の防災基本計画の見直しを踏まえながら「やまなし防災アクションプラン」及び「地域防災計画」の見直しに着手するとともに、消防防災航空基地機能の抜本的な強化に向けた基礎調査など、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制強化を進めている。

また、平成 19 年 7 月に「耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるなど、災害に強い県土づくりに鋭意取り組んでいる。

については、一層の防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 地震による液状化現象の実態調査等について

今般の東日本大震災による海浜部の液状化現象による被害は甚大であり、これまで国をはじめ防災関係機関における液状化に対する対策や法整備が遅れていたことが浮き彫りとなった。

こうした中、国では、液状化対策技術検討会議を設置し、東日本大震災における検証と建物等の技術基準が検討されている。

本県においても、山梨県東海地震被害想定調査等によると甲府盆地周辺や河川流域において液状化現象が発生する恐れがあり、中でも中央市周辺が最も被害確率が高いとされており、今回の震災を機に、地震等による液状化現象の実態解明やその減災対策について、広域災害への対応として県における取り組みが必要である。

については、地震等による液状化現象の実態解明やその減災対策について、県の主導により調査・研究を行い、県及び市町村の減災対策の基礎的資料を作成すること。

(2) 緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業について

東海地震で震度 6 強以上の揺れが想定される市町村においては、耐震強化地域として、一般世帯においても高齢者等世帯と同様に補助金の上限を 80 万円（耐震シェルターは 24 万円）に嵩上げするなど制度の充実強化を図っているが、多額の自己資金が必要となること等から申込件数が伸び悩んでいるのが実情である。

また、南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震などの発生する可能性が指摘される中で、全県的に耐震化を推進

する必要がある。

については、一般世帯補助上限額を 80 万円から 100 万円に引き上げるなど耐震化支援事業の一層の拡充を図るとともに、補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し全ての市町村を同様とすること。

また、県においては、新たに耐震化建て替え事業を対象としたが、平成 23 年度まで 2 年間の時限措置となっており、個人の資金計画等を考えると厳しい状況であることから、県耐震改修促進計画の平成 27 年度末耐震化率 90% の目標が設定されていることを踏まえ平成 27 年度まで延長すること。

(3) 耐震性貯水槽の整備について

耐震性貯水槽の整備については、国・県の補助制度を活用しながら鋭意整備を図っているが、本年度国の予算額が大幅に縮減されたため、自主財源の確保が厳しい中で整備が図れない状況である。

については、耐震性貯水槽の整備を促進するため適切な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) 市街地における小規模防災公園設置に向けた支援について

災害発生の際の避難場所は、学校等の校庭が指定されているところであるが、高齢者などの移動手段等を考えると各自主防災会ごとの小規模な避難場所設置が必要と思われる。公園機能を併せ持つ避難地を設置することにより、市街地における火災等の発生の際の延焼防止や地域のコミュニティ活動の拠点など地域の発展にも繋がるものと期待される。

こうした中、近年の市街地のドーナツ化現象により、空き地の増加が見受けられ、これらの土地を活用し、公園機能を併せ持つ避難場所設置を検討しているが、現在、都市公園法等の防災公園設置への財政措置は講じられているが、小規模(500 m²未満)な防災公園は対象となっておらず、また、他の防災関係の補助制度についても、補助対象は防災に関する物品や建造物に限定され、土地購入費まで対象となる補助制度がない状況である。

については、市街地における火災等の発生の際の延焼防止等防災機能強化及び地域のコミュニティ活動の拠点など地域の発展に資する市街地における小規模防災公園の整備が促進できるよう県において財政措置を講じること。

(5) 防災体制の強化について

現在、台風などの風水害や地震などの災害において、被害がでた場合は、消防庁の火災・災害等即報要領により、通常回線 FAX 又は衛星回線 FAX 等により県あてに報告している。

こうした中、県は、総務省消防庁が推進している「消防防災 GIS」を活用し、被害状況の報告や他市町村との情報共有を行う方向であり、併せて「山梨県防災情報システム」を構築したところである。

については、本システムを早期に運用するため、操作研修会を開催すること。

また、県が推進している罹災証明の発行や仮設住宅の管理など、西宮市の開発した「被災者支援システム」のような災害時に必要な機能を有したシステムの構築に当たっては、財政措置を講じること。

(6) 防災士の養成について

地域防災力の強化が求められる中、県では、各県民センターで防災アクションプランを策定し、その具体化の推進と普及を図るとともに、地域の実情に応じた救助活動や指示を行い、平常時には防災知識の普及啓発を行うことができる地域防災リーダーの養成講座の開催等鋭意取り組んでいるが、一層の充実強化を図るため、近年需要が高まっている防災士の養成講座を開催すること。

6 消防・救急業務体制の充実強化について(共 通)

少子高齢化の進展、情報通信技術の進歩、これに伴う社会構造の変化に加え、消防体制自体も市町村合併の進展、消防団員の減少等多岐にわたる課題を抱えている。

また、救急需要は年々増加しており、今後も高齢化の更なる進展等に伴い増加すると考えるが、厳しい財政状況等により救急需要の増加に合わせて救急自動車や人員等の整備を図ることは困難な状況である。

こうした中、災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境変化に対応できる消防体制の強化が求められているところである。

については、消防体制の充実強化を図るため次の事項について、適切な措置を

講じること。

(1) 消防行政の広域化について

昭和 23 年の自治体消防制度発足以来、本県では昭和 40 年代に消防組織の常備化が進み、昭和 50 年に全市町村の常備化が終了した。近年の消防行政を取り巻く状況は、災害や事故の大規模化等をはじめ、救急搬送の増加や、消防団員不足など大きく変化している、また、県内 10 の消防本部のうち、人口 30 万人規模が 1 つで、残り 9 つは人口 10 万人未満の小規模消防本部である

平成 18 年 6 月に消防組織法の一部が改正され、現在の消防体制の整備と確立を図ることを目的に「市町村の消防の広域化」が定められた。県では、平成 20 年 5 月に「山梨県消防広域化推進計画」を策定し、山梨県消防広域化推進協議会で協議を行っているところであるが、災害や事故の大規模化、多様化、少子高齢化への対応や消防力格差是正のため、消防の広域化は急務である。

については、県は、強いリーダーシップのもと、県民の生命及び財産を守る視点から県内 1 消防本部化を強力に推進すること。

(2) 消防救急デジタル無線の整備について

消防救急無線については、電波法関係審査基準の一部改正（平成 15 年総務省訓令第 82 号）や周波数割当計画の一部改正（平成 20 年総務省告示第 291 号）により平成 28 年 5 月 31 日までに 150MHz 帯のアナログ無線方式から 260MHz 帯のデジタル無線方式に移行することとされている。

消防救急無線のデジタル化で一般的に利用される国の財政支援制度としては、防災対策事業債（特に推進すべき事業にあたるため、事業費の 90%を地方債で措置し、その元利償還金の 50%に相当する額について、後年度に地方交付税で措置。）があるが、この事業は消防の広域化・共同化への取組との連携を図りつつ実施していく必要があり、財政状況の違う市町村の足並みを揃えて実現していくためには、より一層の財政支援が必要となっている。

については、消防救急無線のデジタル化が遅滞なく円滑に行えるよう、財政支援策を拡充するよう国に働きかけるとともに、県においても財政支援等を行うこと。

(3) 高速自動車道の消防救急業務に対する支弁制度の改善について

近年、産業経済の進展に伴う人々の生活行動の広域・多様化、並びに国の政策である高速道路の休日、夜間、通勤等の割引制度により高速道路の交通量が増加し、多重衝突交通事故等が頻繁に発生している。

インターチェンジを有する消防本部は、携帯電話の普及から直接消防機関に入電され、関係機関が現場到着する以前に現場到着することが多くなっている。このため、隊員の安全確保体制を確立すべく救急出場隊のみならず指揮隊・消防隊・救助隊・支援隊等の複合隊を編成し活動をしている状況である。

また、大型化する交通事故等に対応するため、救助工作車等の救助資機材の整備、更新が不可欠であり、これには多額の支出を要するところである。しかしながら、中日本高速道路(株)からの支弁金は救急活動に限定されていて、複合隊で活動している実態に即しておらず市の財政を圧迫している状況である。

については、高速自動車道の消防出場活動における市の財政負担を軽減するため、支弁金の積算方法を実態にあった制度へ改善するよう関係機関に働きかけること。

(4) 高速自動車道における消防水利の確保対策について

高速道路の構造上、防音壁に囲まれた場所や高架橋上、山間部での車両火災発生時には消防水利確保に苦慮し、高速自動車道敷地外の消防水利を駆使して遠距離から中継するなど、消防隊に過大な不安と負担を強いて消火活動をしている状況である。

このため、消防水利確保のため大型水槽車と消火薬剤の整備が不可欠であるが、これらを整備するのに小規模消防本部では多額の支出を要し、市町村の財政を圧迫している。

については、消防水利確保対策として、中日本高速道路(株)で全路線をカバーできるよう消火栓設備を設置、又は、大型水槽車を各事務所等に配備して消防と連携活動するか、小規模消防本部へ無償貸与するよう働きかけること。

(5) 消防団協力事業所への優遇措置について

地域の防災力を強化する上で、消防団の活動は不可欠であり、その充実強化は消防行政を取り巻く重要課題である。特に、東日本大震災のような大規模災害時には、多岐にわたる業務により多数の人員が必要となるため、消防団員の担う役割は重要である。

しかしながら、消防団員数は減少傾向にあるとともに、被用者団員の割合が増加しており、地域の安全・安心の確保はもとより地域活動にまで影響を及ぼすことが懸念される。

こうした中、各市では、消防団員の確保に鋭意取り組んでいるところであり、市によっては、消防団協力事業所表示制度を導入し、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境づくりや事業所の消防団活動に対する一層の理解と協力体制の構築を図りながら消防団員の確保等に努めているところである。

については、消防団活動が行いやすい環境整備や消防団員の確保を一層推進するため、企業の地域貢献に対する優遇制度による法人・個人事業税の減税を行うなど効果のある支援制度を創設すること。

7 法改正等に伴う電算システム改修等への財政支援について(共通)

税制改正をはじめ福祉・保健制度等の法改正の際、各市に生じる電算システムの構築及び既存電算システムの改修には、多額の費用を要し、国の財政措置が講じられている場合も実際の費用と乖離している状況である。

については、法改正により電算システムの構築及び既存システムの改修が必要な場合は、維持管理費やバージョンアップ経費も含め、適切な財政支援を講じること。なお、システム構築・改修は、自治体の規模に関係なく同様の費用を要することから、交付税措置ではなく補助制度により財政措置するよう国に働きかけること。

8 富士山火山防災対策の充実強化について（富士吉田市）

〔要望部局 総務部・県土整備部〕

富士山火山防災対策については、平成 18 年 2 月に中央防災会議において「富士山火山広域防災対策基本方針」が策定され、これを受け県においても地域防災計画火山編が作成された。

一方、周辺市町村では、住民ガイドブックを作成し全世帯への配布、また、富士山火山広域防災対策基本方針を踏まえ地域防災計画における富士山火山編を策定し、これまでも増して、住民の富士山火山防災意識の高揚やソフト、ハードの両面を通じた具体的な防災対策に取り組んでいる。

こうした中、富士山火山広域防災対策基本方針で噴火前の避難基準が示されたが、富士山は国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要となることから、避難道路の確保が最も重要な課題あり、また、大きな被害が懸念される火山灰や融雪型火山泥流などの調査研究の継続や対策等も必要である。

については、富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 避難路の整備等について

富士山火山災害の広域避難については、国道及び中央自動車道富士吉田線、県道等の主要道路を利用することになるが、国道 137 号・139 号については、幅員が狭く週末や行楽シーズン、朝夕の交通渋滞が激しい状況である。

については、有効な広域避難道路について、河口湖Ⅱ期バイパスに接続する吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)の早期完成、甲府富士北麓連絡道路の計画路線への格上げを含めた早期整備、富士吉田市北部地域に中央道富士吉田線へ乗り入れ可能なスマートインターチェンジの早期整備、一部で共用を開始した県道山中湖忍野富士吉田線(1市2村道)の早期整備及び国道 138 号の4車線化(富士吉田市上宿交差点から山中湖村明神前交差点)の整備を促進するとともに、避難に有効な県道の整備及び市町村道の整備に対する助成制度を創設すること。

また、高速自動車国道について、東海地震では、観測情報や注意情報などの地震情報に応じて車両の入込み規制がかかるなど災害に備える体制が整っているが、富士山火山などの火山災害では、そのような体制が明確でないことから、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制の整備について国に働きかけること。

(2) 富士山火山防災に係る観測機器設置及び観測体制の整備について

火山防災においては、機器を使った観測・監視による火山活動の予知予測が重要であり、特に、地震計や傾斜計、GPSなどの観測機器が充実することにより、火山予知対策の精度が格段に向上すると考える。また、人工衛星などを活用し映像での監視体制なども必要と考える。

については、国及び県において整備すること。

(3) 砂防構造物の整備について

吉田大沢では、歴史上、多くの泥流等の記録が残されており、対策を講じる必要がある。

有珠山の火山災害において流路溝等の砂防構造物が大きな効果を上げており、砂防構造物は火山噴出物や土砂による災害を未然に防ぎ、その被害を抑制するのに効果が期待できる。

については、現在、富士山火山砂防計画検討委員会において、砂防構造物のハード整備の構想が検討されているが、その検討結果を踏まえた砂防構造物等のハード整備を講じること。

また、宮川は、過去大きな雪泥流（雪代）の被害があったが、県が整備した砂防構造物の効果により、昭和 36 年以降大きな被害は発生していない。

一方で、現在、宮川上流部においては、堆積物が河川を埋めている状況である。最近の大きな社会問題となっているゲリラ豪雨等により、雪泥流災害の危険性が増大している。

については、早急な現状調査を行うとともに、必要な浚渫を行うこと。

(4) 火山防災対策に関する調査研究等について

富士山火山広域防災対策基本方針が示されたが、大きな被害もたらすことが懸念される火山灰や融雪型火山泥流は未だに分析できていない部分もあることから、富士山火山に関する調査研究及び防災対策について、それぞれの機関で連携を図りながら今後も調査研究を行うこと。

福 祉 保 健 部

1 子ども手当について(共 通)

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、全額国庫負担として実施するとされていたが、暫定措置として児童手当との併給方針とされ、地方負担が求められることとなった。

平成 23 年 10 月からの制度見直しにおいて、これまで求めてきた保育料、給食費を子ども手当から徴収できる仕組みが導入されたが、平成 24 年度以降の本格的な制度設計については、国と地方の協議の場等で検討が行われることとなっている。

については、平成 24 年度以降の子ども手当について、システム改修等の事務費や人件費を含め全額国庫負担とし、地方に新たな負担を求めないよう国に働きかけるとともに、制度見直しに当たって、混乱が生じないように、必要な事前の準備期間を十分にとり、国の責任においてあらゆる媒体を活用した広報活動を積極的に展開するよう国に働きかけること。

2 医師確保対策について(共 通)

地域や診療科ごとの偏在等による医師不足は、極めて深刻である。

医療訴訟の増大により、医師が訴訟リスクの高い診療科を避ける傾向を強めており、産科医、小児科医の不足は危機的であり、少子化に拍車をかける事態を招いている。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている実情が医療を取り巻く環境の悪化に拍車をかけ、とりわけ、地域医療の要となる自治体病院においては経営の立て直しに苦慮し、存続の危機に直面しており、これを打開することは、個々の市の努力のみでは到底不可能である。

こうした中、県においては、山梨大学等関係機関と連携した医師修学資金貸与制度や当面の産科等の医療サービス体制の確保に向け、平成 20 年度創設した後期研修奨励金交付制度により産科医師の確保・定着を図るとともに、厳しい勤務環境に置かれている産科や救急医療に従事する医師の負担を軽減するため、

産科医に分娩手当を支給している医療機関及び休日・夜間に勤務する医師に救急勤務医手当を支給する医療機関に対し助成を行い勤務条件の改善を図っている。また、山梨大学に寄附講座を設置し、助産師の資質向上のための研修等を実施し、助産師外来や院内助産の推進を図るとともに、分娩を取り止めた地域における診療所等と分娩施設との連携により健診・出産に対応する妊婦の安全・安心ネットワーク事業を実施し、安全で安心な周産期医療の確保に努めるなど、医師の確保に鋭意取り組んでいる。

しかしながら、現状、医師不足は続いており、一刻も早く県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保し、地域で安心して子どもを生み育てられるよう対策を講じる必要がある。

については、次の事項について、国に必要な働きかけ等必要な措置を講じること。

- (1) 県内各地域の中核的な病院に、産科を設置(存続)できるよう早急に対策を講じること。
- (2) 地方自治体の取り組みへの関与・支援及び医師偏在の調整や医師派遣制度の確立等医師確保のための措置を至急講じるよう国に働きかけること。
- (3) 新医師臨床研修にへき地勤務の必修化、研修後一定期間医師不足地域への勤務を義務付ける等実効性のある対策を早急に講じるよう国に働きかけること。
- (4) 産科医療保障制度等の患者・家族の保障制度の充実とともに、医師を保護する制度を確立し、医師が安心して診療できる体制を講じること。
- (5) 山梨大学、甲府市立病院及び塩山市民病院で試みられている産科オープンシステムを助産所においても可能とするため、助産師の技能を高める寄附講座を強化すること。
- (6) 看護師を確保するための必要な措置を講じること。

3 子育て環境の充実について(共通)

近年、結婚観の変化や高学歴化、女性の社会参加等が要因となって、未婚化や晩婚化が進むとともに、子どもを持たない家庭の増加や生涯未婚率の上昇によって少子化が進行し、人口動態統計月報年計（概数）の平成 22 年の合計特殊出生率が全国で 1.39 と前年を上回ったが、本県で 1.34 と全国平均より低い水準にあり深刻な状況となっている。

その背景として、個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化による子育ての孤立感や教育費等をはじめとする子育てに費用がかかりすぎることや育児と仕事の両立に対する負担感等がある。

こうした中、県においては、「やまなし子育て支援プラン」及び「チャレンジ山梨行動計画」に基づき鋭意、各種施策に取り組んでいる。

一方、各市も子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるような子育て環境の充実のための支援策を積極的に展開しているところである。

については、子育て環境の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 妊婦健康診査公費負担について

国では、「生活防衛のための緊急対策」の一環として平成 20 年度第二次補正予算において、妊婦健康診査の公費負担を従来の 5 回から 9 回拡大し、計 14 回としたところである。また、平成 23 年度から国の方針を踏まえ HTLV-1 抗体検査及びクラジミア抗原検査への助成を追加したところである。

しかしながら、拡大分 9 回及び HTLV-1 抗体検査及びクラジミア抗原検査については、国庫補助金と地方交付税により財源措置が講じられたものの平成 23 年度までの時限措置となっている。加えて、既存の 5 回分についても財源措置は地方交付税のみとなっている状況にある。

本事業は、少子化対策の重要な施策の一つであり、今後も継続して実施していく必要があるが、現下の極めて厳しい財政状況の中で、国の財源措置が講じられない場合、事業の継続は困難な状況である。

については、妊婦健康診査の公費負担は、少子化対策の一環として国の責任において取り組むべき施策であることを踏まえ、母体や胎児の健康確保、経

済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担について、恒久的な国庫負担制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県としても少子化対策の一環として助成制度を創設すること。

(2) 乳幼児医療費助成に係る対象年齢の引上げについて

県の本助成事業は、その対象年齢を入院については未就学児まで、通院については5歳未満児となっているが、現在、8割の市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、半数以上の市町村が小学校6年生まで対象年齢を引き上げているところである。

については、通院における対象年齢を未就学児（6歳未満）まで引き上げること。

また、今後、小学校6年生まで段階的に拡大するなど子育て世帯の経済負担の軽減を図ること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助金の見直しについて

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的に、就園奨励事業を実施している自治体に対して国が経費の一部を財政措置している。

本事業に係る国の補助率については、3分の1以内となっており、毎年度補助率が変更され、予算編成に大変苦慮するとともに、前年度より補助率が引き下げられるとその財源確保が厳しい状況である。

については、国の補助率を3分の1に定率するよう国に働きかけるとともに、県においても財政措置を講じること。

(4) 障害児保育への財政支援について

保育所は、児童を保育するための児童福祉施設であり、近年の核家族化の進行、母親の就労等により、0歳児等の乳幼児保育、延長保育、障害児保育、家庭における子育て支援などニーズの多様化及び量的な増加が進み、保育所の役割は益々増大している。

特に、障害や発達上の課題がみられる児童とその保護者に対しては、発達過程や障害の状態を把握し、その状況に応じた保育や支援が必要であることから、保育士の加配を行っている。しかしながら、その財源確保に苦慮して

いるのが実情である。

については、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、障害児保育に対して十分な財政措置を講じること。

(5) 保育所の耐震化を含む施設整備費について

子どもを安心して育てられる環境として、保育所の老朽化に伴う施設整備や耐震化対策の実施は、急務となっている。また、老朽化した公立保育所の整備に当たって、極めて厳しい財政状況の中でその財源確保に苦慮している状況である。

については、保育所の耐震化を含む施設整備に対する財政措置を拡充すること。

(6) 子ども園の施設整備に対する財政措置について

子ども・子育て新システムでは、保育所、幼稚園、認定こども園の垣根を取り払い、こども園として一本化することとしているが、少子化社会、また共働きの世帯が増加している中、子育て施策の中核を担う制度の改正に、多くの保護者が関心と不安を抱いている。

しかし、制度の概要などが未だ明確にされておらず、移行に伴い施設整備等の財政負担が見込まれる。

については、制度の詳細及び分散化した既存の施設をどのように一体化していくのか、段階的な道筋を早急に明らかにされたい。

また、給付設計においては、施設の整備費を幼保一体給付（仮称）に含め、市に給付すること。

(7) 特定不妊治療の保険適用について

県においては、不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精に要する費用に対して所得制限を設け助成措置を講じている。

しかしながら、不妊治療は、成功率も低く、先の見えない、長く続く治療であり、身体的にも精神的にもまた経済的にも負担は増えるばかりである。

特に、経済的負担には、一時的助成では十分でなく、安心して治療ができるためには、保険適用を図り治療費の負担を軽減する必要がある。

については、不妊治療の保険適用を拡大するよう国に働きかけること。

(8) 児童相談所の相談・支援体制の強化について

児童虐待に関する相談は、内容は様々であるが、中には緊急性・危険性が高い相談もあり、その場合は迅速で的確な対応が求められる。

県内には、中央児童相談所と都留児童相談所が設置され、鋭意、相談・支援業務を行っているが、管轄地域が広範にわたり職員は複数の市町村を受け持っている状況である。

しかし、児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、現在の相談・支援体制では限界に達していることから体制の強化を図る必要がある。

については、複雑化する社会環境や低迷する経済情勢の影響により児童虐待の件数は増加することが予想されることから、児童相談所のエリアの分割を行うなど、迅速で的確な対応が図れるよう相談・支援体制を強化すること。

(9) 母子自立支援の継続について

現在、市では、母子家庭の母の就業を促進するため、安全こども基金等を活用し、対象者に訓練給付金を支給しているが、安心こども基金事業は、平成 23 年度までの時限措置となっている。

母子家庭の母が自立を目指し、就職に有利な高等技能の資格を取得するためには多額な費用を要し、生活面の負担も大きくなることから、負担軽減を図ってきた「安心こども基金」を活用した支援事業が必要不可欠である。

については、「安心こども基金」に代わる新たな支援制度の創設、若しくは、従来の「母子家庭自立支援給付金事業補助金」の支給期間の延長（拡大）などにより、平成 23 年度と同程度の支援が行えるよう必要な措置を講じること。

(10) 児童厚生施設等整備について

新たに施設を整備（創設）する場合には、児童厚生施設等整備費補助金の補助対象となるが、老朽化等による既存施設の建替えの場合は補助対象外となっており、厳しい財政状況を踏まえると、既存施設の早期の整備は困難な状況である。

については、児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等運営のため、施設の創設時のみならず、建替え時においても児童厚生施設等整備費補助金

の補助対象とすること。

(11) 児童扶養手当給付費について

現在の児童扶養手当の費用負担は、国が1/3、市が2/3となっている。

児童扶養手当の対象となる母子家庭・父子家庭は年々増加傾向にあり、「5年等経過者一部支給停止」の制度があるものの“適用除外”を申請する者がほとんどであるため、児童扶養手当の支給額も増加している。

母子福祉対策としては重要な施策の一つであるが、現在の厳しい財政状況の中で年々増加する児童扶養手当が市政に与える影響は大きく、予算配分や予算編成に影響を及ぼしている状況である。

児童扶養手当は、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図る目的の制度で、国の責任で全国画一的に実施すべきである。

については、国庫負担割合を引き上げること。

4 各種医療費助成制度の公費負担制度の確立について（共通）

乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の医療費助成に対しては、都道府県が独自の制度で助成しているところである。

平成20年度から、各医療費助成制度については、制度の充実と利用者の利便性向上のため、窓口無料化を実施したところである。

しかし、少子化や核家族化における「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」や障害者の自立と社会参加の促進は、国、地方を通じた大きな課題であることから、その基礎的条件となる乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の健康を保持、増進するための医療費助成事業について、国は、地方と一体となって拡充強化を図っていく必要がある。

については、国において「現物支給」(窓口無料化)による公的負担制度を確立するよう国に働きかけること。

また、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止するよう国に働きかけること。

5 各種医療費助成制度窓口無料化に伴う財政措置について(共通)

平成 20 年度から乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害児(者)の医療費助成制度の窓口無料化の実施に伴い、国は、国民健康保険に係る定率国庫負担金、調整交付金及び県調整交付金の一部について、減額措置を講じている。

こうした中、県は、国及び県の減額分の 2 分の 1 について財政措置を講じているが、医療費波及増分に対しては、財政的支援がされていない。

現下の国保財政は、高齢化や医療技術の高度化等に伴い医療給付費は年々増大を続けており、その一方で、国保固有の脆弱な構造的体質等によりその経営状況は依然として厳しい状況にある。

については、県単独事業である老人医療制度においては、既に波及増分について財政支援がされてきたなどの経過から、乳幼児・ひとり親・重度心身障害児(者)に対する助成についても同様な財源措置を講じること。

なお、昨年度の提案・要望の回答では、「子育て支援や福祉の増進の観点から、国、県、市町村の費用負担のあり方などを検討していく。」とのことであったが、特に子育て支援は少子化問題といった国家的な課題であること、また、各種医療費助成制度は県と市が一体となって子育て支援や障害者の福祉増のため実施していることを踏まえ財源措置を講じること。

6 介護保険制度について(共通)

介護保険制度が平成 12 年 4 月に導入されてから 10 年余が経過したところであるが、介護保険の利用者は、制度発足以来年々増加しそれに伴う保険給付も増大しており、今後、人口構造の変化により介護費用の増大は避けて通れない状況である。また、大きな役割を担っている介護従事者の確保等、介護保険制度の諸課題を解決し、将来にわたって持続可能な制度を確立する必要がある。

こうした中、本年 6 月、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取り組みを進めるため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立したところである。

各市は、法改正を踏まえながら平成 24 年度から開始する第 5 期介護保険事業計画の策定に鋭意努めているが、介護保険制度の円滑な運営のため、次の事項につ

いて国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 財政運営について

介護保険の健全な運営のため、将来にわたって市の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。

(2) 低所得者対策について

低所得者にとって、ますます厳しい社会状況となっている中、生活困窮者による介護サービスの利用控え等が起こる可能性が懸念され、国の責任において、総合的かつ統一的な低所得者対策を講じる必要がある。

については、低所得者が経済的理由により介護サービスの利用を控えることがないように財政措置も含め低所得者の介護サービス利用を更に支援する対策を早急に講じること。

(3) 高齢者の地域包括ケアシステム推進について

第5期介護保険事業計画策定にあたり、地域包括ケアシステムは重点的な課題となってきたが、市町村が計画策定を進めていくには国の指針だけでなく、県独自の地域包括ケア推進のための施策を示し実施していく必要がある。

また、高齢者が在宅生活を続けていくためにも在宅医療の支援、地域の高齢者の居場所づくり、認知症独自施策を早期に示す必要がある。

については、県において在宅医療に向けた医療機関支援の仕組みづくり、医療機関への地域包括ケア啓発、医療と介護等の連携のためのマニュアルやガイドライン作成、民生委員に対する情報提供にかかるガイドライン及びケアマネジャーの医療連携等のマニュアル・ガイドライン作成等すること。

また、地域包括ケアを推進するため、県において、介護保険外の在宅支援サービス実施に対する施設（宅幼老所）や地域の中で高齢者が気軽に集まれるような街角のお店の軒先やコミュニティカフェ設置等のハード整備及びソフト事業への財政措置を講じること。

更に、地域支えあい体制づくり事業については、本年度までの時限措置となっているが、引き続き継続するよう国に働きかけること。

(4) 介護予防ケアマネジメント従事者研修について

要支援認定者の介護予防プラン作成業務は、地域包括支援センターの業務となっており、包括支援センターは県内ではそのほとんどの市町村で、市町村が直接運営していることから、4月に職員の人事異動があった場合も介護予防支援プラン作成業務に携わることになる。また、委託先の居宅介護支援事業所においても同様に異動が多くなる時期であり、あらたな委託業務先として職員研修の早期実施が必要である。

については、介護予防ケアマネジメント従事者研修を年度当初に実施すること。

また、市町村包括支援センター向けの介護予防ケアマネジメント従事者への更新研修・スキルアップ研修を実施すること。

7 障害者福祉施策の充実について（共通）

国は、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な福祉法制を実施するとし、「障がい者制度改革推進会議」等で検討が行われているところである。

については、更なる福祉施策の充実と新制度が施行されるまでの間、障害者自立支援法において障害者が必要な支援を十分に受けることができるよう次の事項について国への働きかけ等必要な措置を講じること。

(1) 新たな障害者制度について

新たな障害者制度の構築に当たっては、現場に混乱を招かぬよう十分な準備期間を設けたうえで、障害者はもとより市町村の意見も尊重し、国民に理解しやすい安定した制度とすること。

(2) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業に係る国の財政措置は、統合補助金で定額となっており、市町村に超過負担が生じている。

については、利用者へのサービスが低下しないためにも個別事業の所要額に基づく財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、補助金の配分に当たっては、国の考え方を踏まえ、過年度の実績だけでなく、当年度の事業内容も勘案することにより、限りある財源を有効に活用

するとともに、県内の各市町村が積極的な事業展開を図れるようにすること。

(3) 障害者自立支援給付費等に係る市町村への財政措置について

障害者自立支援給付費の負担割合は、国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 となっているが、そのうち訪問系サービスについて、実支出額が国の負担基準を超過した場合、その超過分に対する国・県の負担はなく、市町村負担となっている。ただし、その場合には、地域生活支援事業と障害者自立支援対策臨時特例交付金（平成 23 年度までの基金事業）で、市町村への一定の財政措置が講じられている。地域生活支援事業では、一定の条件があるため該当しない場合があるが、障害者自立支援対策臨時特例交付金には条件が設定されていないことから、本来財政支援を受けることができる仕組みになっている。この場合、実施主体が都道府県であることから、判断は都道府県が行っているが、本県においては実施されていないため、財政支援を受けることができない状況である。

また、新たな障害者制度への移行過程で、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を平成 24 年度以降も引き続き実施する必要がある。

については、障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業の継続、または、国庫負担基準を超過した場合の市町村に対する継続的な財政措置を講じること。

また、県は、障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業が継続された場合は、要綱設置による支援の実施と、また、継続されない場合においても、市町村に対する財政措置を講じること。

(4) 就労移行支援事業の定着支援への財政支援について

就労移行支援事業は、65 歳未満の就労希望者に対し、職場体験等の機会を提供して就労に必要な知識や能力の向上や取得、障害者の適性に応じた職場の開拓後における職場への定着のための必要な相談等を行う重要な事業である。

しかし、制度の中で就労後の支援を行っているにもかかわらず、職場に定着せずに離職してしまうケースが多く、障害者の自立に結びついていかないのが実情である。

については、就労移行支援事業所において、事業所がさまざまな就労支援を行うことにより、報酬の加算が受けられるが、東日本大震災以降の景気低迷等踏まえ、これまで以上に障害者の就労に対する支援の向上を図るため、県において、就労後における手厚い定着支援が可能となるよう就労移行支援事業所への

財政措置を講じること。

(5) 療育手帳の再判定について

再判定時期については療育手帳に記載されるが、次の再判定時期まで3～5年の間が空くこと等から、療育手帳の再判定漏れが多数発生している状況にある。

については、再判定時期の失念を防止し、療育手帳の適正な利用を確保するとともに、知的障害者又はその保護者の心理的負担を軽減するため、療育手帳についても、身体障害者手帳の取扱いと同様に、再判定対象者のリストを再判定時期の2か月前に市に送付すること。

8 国民健康保険について(共通)

国民健康保険制度は、他の保険制度に加入していないすべての国民を対象とし、国民皆保険体制の最後の砦となっている。このため、国保加入者の所得水準は他制度と比較して著しく低く、無職者の占める割合は5割を超えるとともに、高齢者比率の上昇や医療の高度化による医療費の増嵩等が相俟って、国保財政の赤字は増大する一方である。

国民健康保険の財源不足については、財源補てん策として一般財源を投入してきたものの現下の市財政では限界に達している。

については、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、次の事項について、国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 国民健康保険財政の健全化について

国民健康保険制度の安定かつ持続可能な運営ができるよう、広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。

(2) 後期高齢者医療制度について

平成24年度保険料改定において保険料増となる場合は、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、低所得者の軽減措置を高齢者のための新たな医療保険制度に移行するまで継続するとともに、保険料軽減判定については、世帯から個人に見直すこと。

(3) 70～74 歳までの患者負担割合引き上げの凍結について

国の財源措置により 70～74 歳までの患者負担割合の引き上げは凍結され、医療機関での患者窓口負担割合は、1 割となっている。

平成 25 年度に新制度への移行が見込まれる後期高齢者医療制度と併せて 70～74 歳までの患者負担割合の問題も国の高齢者医療制度改革会議で現在協議中であるが、引き続き国の凍結策を継続すること。

(4) 高額療養費制度の見直しについて

現在、検討がされている高額療養費制度の見直しに当たっては、自己負担の軽減を図るとともに、市町村の負担増を招かないよう慎重な議論を行うこと。

(5) 出産一時金について

出産育児一時金は、平成23年度から42万円に恒久化されたが、緊急少子化対策として4万円上乗せしていた支給額分への国庫補助を、平成23年度は激変緩和措置として半減させ、平成24年度以降は国庫補助を廃止することとされている。このため、平成24年度からは上乗せ実施以前と同様に1/3が保険料、2/3が地方財政措置となるが、現下の極めて厳しい国保財政の中で、国保財政への影響が懸念される。

については、平成24年度以降の国庫補助制度の廃止方針を撤回すること。

(6) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導事業は、国 1/3、県 1/3、市 1/3 の負担割合で実施されているが、国の基準単価は、実施単価とは乖離しており、十分な補助とはいえない状況である。

また、現状「集団健診」と「個別健診」の定義において健診専用の設備を設けて実施するものを「集団健診」としているが、実態を考慮すると健診専用の設備（人間ドッグ設備）を兼ね備えている病院での健診は「個別健診」扱いに含めることが妥当であると考えられる。

については、特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置について、実情に即した補助基準額に見直すとともに、「集団健診」と「個別健診」の定義の見直しを行い、健診専用の設備（人間ドッグ設備）を兼ね備えている病院で

の健診は「個別健診」扱いとすること。

また、特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を廃止すること。

9 がん検診への財政支援について（共 通）

がんが依然として国民の生命を脅かし、その対策が重大な課題となっていることから、平成 18 年 4 月にがん対策基本法が施行された。

また、国は、平成 19 年 6 月に「がん対策推進基本計画」を、県においても平成 20 年 3 月に「山梨県がん対策推進基本計画」を策定し、平成 23 年度(県計画:平成 24 年度)までにがん検診の受診率を 50%以上とする目標数値が定められた。

これを受け、各市においては、目標数値の達成に向け、厳しい財政状況の中、創意工夫をしながら鋭意取り組んでいるところである。

については、目標の受診率を達成できるよう廃止した県各種がん検診事業費補助金を復活するとともに、国に対しても十分な財源措置を講じるよう働きかけること。

また、平成21年度から実施している女性特有のがん検診推進事業については、本年度から「がん検診推進事業」として「大腸がん検診」が加わり事業を行っているが、その財政措置は、平成23年度までの時限措置となっているが、今後とも引き続き実施する必要がある。

については、国による恒久的な公的負担制度を確立すること。

10 予防接種について（共 通）

(1) 子宮頸がん予防ワクチン等の公費助成について

国では、昨年度「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」関連として平成 22 年度補正予算において、子宮頸がんワクチン等（ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン含む）ワクチン接種緊急促進事業が創設された。

しかし、本事業は、国庫補助金と地方交付税により財源措置が講じられたものの平成 23 年度までの時限措置となっている。

本事業は、小児等の感染症対策の一つであり、少子化対策及び小児の健全育成のためには今後も継続していく必要があるが、極めて厳しい財政状況の中で、国の財政措置が講じられない場合には、事業継続は困難な状況である。

については、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン(高齢者も含め)の予防接種については、早急に定期接種として位置付けるとともに、接種費用について恒久的な財政措置を講じること。

(2) ポリオ不活化ワクチンの早期定期予防接種化について

現在、ポリオの定期予防接種は、生ワクチンを使用し、しかも予防接種は個別接種が主流となっている中、バイアルの関係から集団接種で実施されている。

また、ポリオの自然株による発症は1980年が最後となっており、以降は、ワクチン接種による感染または、ワクチンを接種した者からの二次感染によるものとなっている。この感染確率も数百万回の接種に1回と極めて低いものであるが、感染者の健康被害は甚大なものである。

こうした中、医療機関での個別接種によることが可能であり、また、ワクチン接種によるポリオ感染リスクのない不活化ワクチンの開発が国内数社により行われ、年内中に国に承認申請される見込みとなっている。

しかし、定期予防接種ワクチンとして公費で接種が受けられるかの見通しは不透明でありかつこのワクチンは、ジフテリア・百日咳・破傷風との混合ワクチンであることから、三種混合定期予防接種を済ませた子への接種ワクチンとしての使用には、過剰接種等の問題点が指摘されている。

については、現在開発中のワクチンが承認申請された後、速やかに承認し定期化を早期に実現するとともに、県は、市町村と連携を図りながら円滑な導入実施に向けた体制の整備を構築すること。

また、単独の不活化ワクチン開発にも着手する動きがあることから、定期化へ向けて手続きを速やかに行うこと。

11 県福祉タクシーシステム事業の充実について（共通）

重度心身障害児(者)及び要介護老人に対して、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 対象範囲の拡大について

本事業の対象範囲は、身体障害者（肢体不自由及び視覚障害）と知的障害者及び要介護老人となっているが、障害者自立支援法では3障害が同じサー

ビスの提供を受けられるようになる中、精神障害者を補助対象とするよう強く求められている。

については、本事業の目的でもある、重度心身障害者等の行動範囲の拡大と社会参加を促すことから、対象者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 号に規定する 1 級及び 2 級の該当者を加えること。

(2) 補助基準額及び交付枚数について

助成額は、中型初乗運賃額の範囲内とされているが、補助基準額 590 円と実際の初乗り料金とでは差があるため、実情に即した補助基準額に見直すこと。

また、交付枚数を増加すること。

12 動物の保護及び管理に関する事務の明確化等について(共 通)

現在、県の事務処理の特例条例に基づき動物の愛護及び管理に関する法律の「動物及び動物の死体の発見の通報の受理」及び「動物及び動物の死体の収容」の事務を処理しているところである。

しかし、県からの移譲事務以外の動物の飼い方指導や猫等動物の苦情処理など動物の保護及び管理に関して、広範囲にわたり市で事務処理を行っているのが実情である。

については、動物の保護及び管理に関する県と市の役割分担の明確化を図るとともに、財政措置の拡充を図ること。

13 肝炎対策について(共 通)

平成 20 年度から B 型・C 型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成 21 年度からは、一定の条件を満たした方には助成期間の延長を認める等の運用変更がなされた。さらに、平成 22 年度からは、自己負担限度月額引き下げや、核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加するなど、より利用しやすい制度となったところである。

しかし、肝炎患者の生の声を聞く中で、インターフェロン治療で一時的に陽

性から陰性になっても、数ヶ月後に再び陽性になり、医師からの勧めにより複数回（3、4回）インターフェロン治療を繰り返している患者も多数いる現状にある。

については、こうした現状を踏まえ、助成制度利用回数を2回にとどめず、完治の可能性が有る患者への更なる制度の拡充を図ること。

14 水道事業について(共 通)

水道事業体の多くが施設の経年化により大規模な更新需要期を迎えている。

また、大規模地震が予測される中で、水道施設の耐震化は喫緊の課題である。

一方、水需要の減少に伴い給水収益が減収する中で水道事業経営は年々厳しさを増す状況にある。

こうした中、事業体としては、第一に自助努力による自己財源の確保と適切な資産管理に基づく施設の延命化、機能強化による長寿命化により、長期効率的な更新・整備を実施することが求められる。

しかしながら、中小の水道事業体においては、独立採算のもとでこうした財源を全て確保し、健全財政を確立することは極めて困難な状況にある。

また、簡易水道の上水道統合に向けての施設整備費は、多額を要し、事業効率の低い地域では水道使用者に大きな負担となっている状況である。

については、安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円／ m^3 ）を緩和するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40 年）を見直すこと。
- (3) 石綿管更新事業に係る補助期限を延長すること。
- (4) 簡易水道の上水道への統合事業については、国庫補助率を引き上げるなど十分な財政措置を講じること。また、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

15 生活保護制度について(共通)

経済・雇用情勢の悪化等により、生活保護受給者は、大幅に増加し続けており、保護に要する負担の増加が市財政を圧迫している。

また、生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改正がなされないまま今日に至っており、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会構造に十分対応できず、生活保護に頼らず年金等で生活しているいわゆるボーダーライン世帯よりも、結果として擁護されるという不均衡が生じていることから、これら不均衡を無くすべく抜本的見直しが必要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 増加し続ける生活保護世帯に対し、就労支援による自立は重要であることから、稼働可能な者に対しては期間を設け就労活動を義務付ける法による強力な就労支援策を構築すること。
- (2) 国民みんなで支える「生活保護制度」であることから、全額国庫負担とすること。また、生活保護行政にかかる人件費・事務費の地方負担については、地方交付税措置ではなく国庫負担金とすること。

16 民生委員・児童委員の定数の増員について(甲府市)

昨今の社会情勢をみると、民生委員が果たすべき役割は格段に増している。

少子高齢化、核家族化などにより社会環境が大きく変化したことに加え、児童・高齢者虐待、自殺、子どもの安全など、対応しなければならない問題が多岐にわたっている。

こうした中、本市においては、各地区の地域事情を勘案し、なるべく均衡となるよう調整を行うなかで定数を決めているが、一部地区担当においては配置基準を超過し、委員個々の負担が増している状況である。

については、本市全体の民生委員・児童委員の定数の増員を図ること。

17 富士吉田市立看護専門学校への財政支援について(富士吉田市)

当看護専門学校は、開校以来 16 年が経過し、1 期生から 13 期生総勢 387 人の卒業生を輩出し、特に富士北麓・東部医療圏を中心に、県内の看護師不足の解消に貢献しているところである。

本年度厚生労働省が「第7次看護職員需給見通しに関する検討会」を実施した結果、看護職員需給見通しで、平成24年の看護職員は5万6,000人不足することが明らかになったと公表されたが、当地域圏も大幅な不足が予測される。

本市では、本校が果たす役割は大きいと認識し、毎年多額の財源を学校運営に繰出しているが、これが市財政を圧迫させている。

こうした中で、運営費経費の削減に鋭意取り組んでいるが限界があり、自主財源の改定を含め検討する中で、検定料・入学金・授業料をやむなく引上げたが、抜本的な対策に至っていない状況である。

富士東部医療圏域の願いは、安定した学生を確保しながら看護師を継続的に地域に供給することであり、郡内唯一の看護師養成の責務でもある。

については、富士・東部地域の唯一の看護師養成機関を継続して運営し、質の高い看護師を圏域に輩出していくため、看護専門学校運営費補助金の補助金限度額の撤廃又は増額をするとともに、本校の機能強化の一環として、県立大学への編入・大学院への指定校枠を設置すること。

18 富士・東部地域への動物愛護指導センターの設置について(富士吉田市)

現在、動物愛護指導センターは中央市に設置されており、保護された県内の犬及び猫については最終的に同センターへ搬送されている。富士・東部地域は、富士・東部保健福祉事務所から動物愛護指導センターへ月2回搬送されているところである。

本市が保護した犬及び猫については、富士・東部保健福祉事務所を通して中央市動物愛護指導センターへ搬送しているのが通例となっているが、飼い主等がみつからない場合、負傷した犬・猫については、同センターへ直接搬送している。

本市から中央市にある動物愛護指導センターまでは片道1時間以上かかり、その間に負傷した犬・猫の容態が悪化する可能性があり、また、職員が事務手続きや搬送業務のために半日以上費やすことになるため、負傷した犬・猫の保護の観点から、また、事務処理の観点からも現在の対応には問題があると考えられる。

については、富士・東部地域への動物愛護指導センターの設置又は富士・東部保健福祉事務所に動物愛護指導センター機能を追加すること。

森 林 環 境 部

環境関係

1 地球温暖化防止対策の推進について（共 通）

〔要望部局 森林環境部・企業局〕

地球温暖化は、現在の人類の生活と将来の人類の生活に関わる深刻な問題であり、緊急に取り組むべき国際的な課題となっている。

国では、1990 年比で、2020 年までに国の温室効果ガス排出量を 25 %削減する目標を掲げ、その目標達成に向けた取り組みを「チャレンジ25」と名付け、政府全体の重点課題として積極的な環境政策を行っているところである。

また、東日本大震災による原発事故によって、これまでの原子力発電を中心としたエネルギー政策は、再生可能エネルギーへと見直しが求められている。

こうした中、県においても、地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策実行計画及びやまなしグリーンニューディール計画により本県の恵まれた自然環境を活かし、太陽光発電や水力発電等クリーンエネルギーの普及促進等、クリーンエネルギー先進県やまなしの実現に向け鋭意取り組んでいる。

一方、各市においても市民への啓発活動はもとより太陽光発電、小水力発電の導入、住宅用太陽光発電システムの普及等温暖化対策、再生可能エネルギーの普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

については、地球温暖化対策の一層の充実強化を図るため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1)再生エネルギー導入への支援について

県内市町村は他県と比べ小規模であり、エネルギー政策を単独市町村で取り組むには難しいのが実情であることから、県の支援体制の充実強化を図る必要があると考える。

については、平成 20 年 11 月に県企業局に「小水力発電開発支援室」を設置し、「やまなし小水力発電推進マップ」が作成されたが、この具体化のため、技術的アドバイスが可能となるスタッフ体制の充実を図ること。

また、水力発電にかかわらず、風力、太陽光などを含め、総合的に再生エネルギーを推進するため、各市に支援を行う機構・組織の充実及び財政措置を講じること。

(2) 太陽光発電システムへの財政措置について

公共施設等への太陽光発電システムの導入には、国等の財政支援措置が講じられているが、年々補助率が縮減しており、厳しい財政状況の中で、今後の導入推進が懸念される。

については、県の財政支援措置を創設し、公共施設等への太陽光発電システムの導入を推進すること。

住宅用太陽光発電システムについても普及促進を図るため、県の財政支援措置について、利子相当額への補助ではなく発電設備の設置規模に応じた国と同様の補助制度とするなど拡充を図ること。

(3) 新エネ・省エネ機器等への財政措置について

温室効果ガスの削減を進めるには、一般家庭での新エネルギー及び省エネルギーの普及が不可欠であり、CO₂ゼロを目標とする本県において普及促進を図るためには、太陽光発電システムの現行制度だけでなく、県民の導入意欲を掻き立てるような施策が必要である。

については、一般家庭への太陽熱温水器やクリーンエネルギー自動車などの新エネ・省エネ機器等導入への財政措置を講じること。また、国へも働きかけること。

(4) 小水力発電の普及促進について

小水力発電は、地球温暖化対策に資するクリーンなエネルギーであり、今後さらに普及促進すべきであるが、現在の河川法においては、水力発電に関してはその規模の大小を問わず水利権の許可が必要とされており、その申請項目についても、過去10年間にわたる河川の流量を観測する必要があるなど、手続きが複雑で、提出書類も膨大となるため、小水力発電の導入に大きな負担となっている。

については、小水力発電の普及促進を図るため、施設整備への財政措置を拡充すること。

また、農業用水路等を現状のまま(流量を変えず)設置する小水力発電施設については、河川法の許可申請を不要とするとともに、一定規模未満(1,000kw以下)で、かつ、他の水利使用に対して影響を与えないことが認められる場合は、全て(従属発電の場合だけでなく)「特定水利使用」の

対象外とし届出制度とすること。また、一級河川のうち都道府県知事が管理を行っている「指定区間」における水利使用については、都道府県に許可の権限移譲を行うなど、水利権許可手続きの大幅な緩和を図ること。

更に、余剰電力買取による事業化を促進するため、相応の買い取り価格の設定(25 から 30 円/kwh)とリスク等を勘案した長期的買い取り期間を設定すること。

(5) 木質バイオマス資源を利用した新エネルギー施設整備促進について

県の面積の大半を占める森林や果樹地域から発生する木質バイオマス資源の利活用は、自然エネルギーの普及を図る有効手段である。

しかしながら、木質バイオマス資源をエネルギーに変換する設備は、大変高価で、原料を廃棄物扱いすると運搬コストも嵩み、エネルギーとして利用しても採算が取れないのが実情である。

については、木質バイオマス資源を原料とする新エネルギーの普及拡大を図るため、施設整備にかかる財政措置を継続、拡大すること。

また、木質バイオマス資源の運搬は、廃棄物として扱わないなど、国へ規制緩和を働きかけること。

2 容器包装リサイクル法について(共通)

容器包装リサイクル法の一部を改正する法律が施行し、排出抑制推進員の委嘱、質の高い分別収集を行う自治体への資金の拠出システムの創設、事業者への罰則強化等がなされたところであるが、拡大生産者責任については、必ずしも評価できるものとなっていない。

また、事業者の役割である「拡大生産者責任」が明確でないため、多種多様なワンウェイ容器等が製造されており、発生の抑制に全く繋がっていない状況がある。

こうした中、各市は、収集運搬、選別梱包及び保管が義務付けられ、これらの経費の負担、また、再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用についても負担しており、年々増大している。また、費用全体からすると市町村の負担割合が高くなっている。

については、法律の附則の規定に関わらず拡大生産者責任の原則に基づき、自

治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、市町村が負担している収集運搬、選別梱包及び保管等の費用を事業者負担とするとともに、見直しまでの間、市の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、ワンウェイ容器からリターナブル可能な同一規格による容器への移行を促進するとともに、デポジット制導入など事業者の自主回収を拡大するよう国に働きかけること。

3 家電リサイクル法の見直しについて(共 通)

家電リサイクル法は、平成 13 年 4 月に施行され、一定の成果を上げてきているものの、当初から懸念されていた不法投棄は、依然として後を絶たず、その処理に係る市町村負担も増加しているのが現状である。

また、本年 7 月に地上デジタル放送への完全移行がされたことから、大量に処分されるアナログテレビについて不法投棄の増加が懸念される。

については、家電リサイクル法の見直しにあたり、次の事項について、国に働きかけること。

- (1) 5 年後の見直しを限定することなく再商品化費用については前払い制とすること。また、リサイクル費用を事業者が適正に管理運営すること。
- (2) 不法投棄が生じた場合の費用については、事業者負担とすること。

また、自治体が撤去した家電対象品目へのリサイクル料金助成制度を創設すること。

4 廃棄物処理対策について(共 通)

〔要望部局 森林環境部・県警本部〕

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 廃棄物処理施設について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設等の基幹的施設の更新等に対して十分な財政措置を講じるとともに、既存施設の解体撤去工事費において、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合及

び事業主体が代わった場合についても、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用も含めて交付対象とすること。

(2) 不法投棄対策への財政支援について

県内各地域廃対協では、監視員を設置し、不法投棄の発見通報、監視のみを行っており、市では独自で、その後の撤去等の業務のためパトロール員を設置し対応しているところである。

今後は、本年 7 月に地上デジタル放送への完全移行がされたことから、大量に処分されるアナログテレビについて不法投棄の増加が懸念される。

また、これらに関連し廃品回収業者による、詐欺行為や不法投棄が増加すると思われることから、引き続き、警察による指導が必要である。

については、市独自で、撤去等の業務ため設置しているパトロール員の経費について、不法投棄未然防止事業費補助金の補助対象とするとともに不法投棄対策への国の財政措置を講じること。

また、廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策とし、車輛の登録制及び車輛への許可番号表示の義務付け及び罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を実施すること。

5 浄化槽等の普及促進について(共 通)

生活排水処理の計画的な整備を促進するための汚水処理整備区域の見直しに伴い、浄化槽での処理区域が年々増加する傾向にある。

については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の国及び県の補助率を引き上げ、市及び設置者の設置費用負担軽減を図ること。

6 県最終処分場応募地域における地元開発事業等について

(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)

地域環境整備事業については、最終処分場の応募の条件を踏まえる中で、県が責任を持って対応すること。

また、一般廃棄物中間処理施設建設事業について、技術支援・情報提供・国庫補助金等の財源確保等必要な支援を引き続き行うとともに、県における新たな財源支援措置を創設すること。また、産業廃棄物の受け入れ計画の凍結（境川処分場）により平成 29 年 4 月からのごみ中間処理施設の稼動スケジュール

を絶対に変更しないこと。

林政関係

7 南アルプス世界自然遺産登録への推進活動支援等について(共通)

〔要望部局 企画県民部・森林環境部〕(再掲)

平成 19 年 2 月から、南アルプス国立公園を抱えている山梨県、長野県、静岡県
の 10 市町村が南アルプスの世界自然遺産登録に向けて活動を展開している。

本年度から世界自然遺産登録基準の一つである生物多様性の評価を高めると共に、世界自然遺産登録のステップアップとして、ユネスコ・エコパーク登録検討委員会を設立し、その登録に向けて本格的に活動している。また、地形・地質の遺産でもある日本ジオパーク登録に向けた調査も併せて進めており、南アルプスの世界自然遺産登録に向けて様々な活動を行っているところである。

一方、3 県による推進協議会と平行し各県毎の独自の取り組みも行っており、本県でも韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町で構成する山梨県連絡協議会において、シンポジウム等を開催し県民への PR 活動を行うとともに、それぞれの市町において地域の住民や中学生を対象に南アルプスの貴重な自然遺産を学んでもらうために南アルプス学講座を開催し、その保護活動の重要性を発信する予定である。

このように南アルプスの世界自然遺産登録に向けて、様々な活動を行っているが、各県のまとめ役として、また、施策の助言など富士山の世界文化遺産登録推進のノウハウを持っている県がこの活動へ支援することが世界自然遺産登録の実現に大きく前進する一歩と考えているところである。

については、南アルプスの自然遺産登録に向けての支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

8 有害鳥獣の駆除・防除対策への財政支援について(共通)

近年、野生鳥獣の住む生態系の破壊などにより、野生鳥獣による農林作物の被害が全国的に激増している。

特に、過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加やコミュニティの崩壊等に伴い中山間地域を中心に、猿や鹿、イノシシ等による農林作物の被害が増加しており、農作物の被害をはじめ、森林の剥皮、下層植生の消失、土壌流

出など森林の生態系も破壊するなど、深刻な問題となっている。

また、ツキノワグマについては、人間の生活領域に出没するため人的被害も発生し社会問題となっている。

こうした中、各市においては、地元猟友会と協定を結びカラス、イノシシ、サル、ツキノワグマ等の有害捕獲、管理捕獲を行うとともに、農地等への防護柵・電気柵の設置等による農作物の被害防止等各種対策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、年々被害が増加する中で、有害鳥獣の駆除・防除対策への財源確保に苦慮している状況である。

また、地元猟友会も高齢化により会員が減少しており、若い世代の新規加入には、狩猟者登録経費の負担が大きいため、大きな障壁となっている。

猟友会は、有害鳥獣捕獲という施策を実施できる唯一の団体であり、その構成員の確保は、大きな課題である。

については、鳥獣の駆除及び防除対策の充実強化を図るため、次の事項について万全の措置を講じること。

- (1) 猟友会の出動経費に対する県の財政支援を行うこと。
- (2) 狩猟者登録の登録手数料については、従事者だけでも徴収しない若しくは一層の軽減措置を図ること。
- (3) 獣害捕獲時の麻酔医（専門有資格者）及び放獣作業員請負業者の体制整備について、市において独自に人員確保をすることは非常に困難な状況であること、また、年間出動回数を考慮すると広域配置が望ましいため、県農務事務所ごとの配置を行うこと。
- (4) 隣接県との共同捕獲が円滑にできるよう県が主導的な役割を果たすこと。
- (5) ニホンザルの群数、群ごとの頭数等（県外の群も含む）についてモニタリング調査すること。

また、モニタリング調査結果を基に、関連自治体において抜本的な対策が図られるよう有効な支援を行うこと。

- (6) 東京のシカは、関東山地地域固体群の一部をなしており、秩父多摩甲斐国立公園のエリアを含む全体を視野に入れた抜本な対策を講じる必要があることから、平成 19 年には、山梨県、埼玉県、東京都が都県境を越えてシカの食害防止策に取り組んだところであるが、さらに関連する自治体も含めた組織を立ち上げるとともに、大蔵高丸周辺については、小金沢山自然保全地区のエリアとし

て多様な植生を誇るが食害により貴重な山野草が激減していることから、地元において、食害防止ネットの設置等が検討されていることから、県において、財政面を含む支援策を講じること。

また、県営八ヶ岳牧場周辺は、ニホンジカの生息密度が非常に高いことから、現行の管理捕獲のほか、効率的に捕獲できる手法を早急に検討すること。

9 松くい虫被害防除対策について（共通）

松林は、古くから日本人の生活・文化に深く結びつき、市民の生活に潤いと安らぎを与え、更に、歴史的風土の風致景観を維持するとともに、飛砂防止、防風林等として国土・生活環境の保全、地球温暖化防止等多面的に重要な役割を果たしている。

松くい虫の被害対策については、森林病虫害防除法等に基づく各種対策等により一定の成果を挙げているものの依然として憂慮すべき事態となっている。

また、地球温暖化の影響により被害木の標高も年々高くなっている。

については、松くい虫の被害を防止し松林保全を図るため、平成23年度に終了する森林整備加速化・林業再生事業を継続、又は新たな制度・事業を創設すること。

10 治山対策について(共通)

山地災害から市民の安全で安心な暮らしを守るための治山事業について、集中豪雨等による山腹崩壊による土砂流出など、早急に整備する箇所が多く点在する。

しかし、厳しい市財政状況の中で、国補対象外の小規模な治山事業の財源確保に苦慮している状況である。

については、小規模な治山事業に対する県の財政支援措置を創設すること。

11 森林整備の推進について(共通)

平成18年度に始まった「環境公益林整備支援事業」により、公益性を持つ、特に必要な民有林の整備が進んだが、本事業が平成21年度に終了して以降、森林吸収推進支援事業等活用して森林整備を行っているが、国・県の財政措置が縮小する中で、整備が必要な森林が放置されている状況にある。このため、森林の持つ公益的機能が著しく低下し、危機的状況にある。

については、森林所有者の経費負担なしに間伐が実施できる事業を復活し、「森の国・水の国やまなし」にふさわしい森づくりに取り組む体制を確立すること。

12 櫛形山アヤメ群落の復元対策について(南アルプス市)

国内屈指の群落と云われた櫛形山のアヤメの大群落が平成 18 年を境にまったく開花しなくなってしまう、2,000mの亜高山植物の開花も当時と比較して激減した。

そのため、本市は、平成 19 年 10 月に学識経験者による「南アルプス市櫛形山アヤメ保全対策調査検討会」を設置し、アヤメが開花しなくなってしまった原因を究明するため、3年間にわたり学術的な調査を行ってきたところである。その調査手法として、調査地に外的要因を除去する目的で食害防止ネットを設置して調査を進めてきた。

その結果、3年目の初夏には食害防止ネット内のみ、数本のアヤメが開化し、4年目の今年は、アヤメ平及び裸山併せて240本のアヤメの花が開き、復活の兆しが出てきたことから、アヤメ平及び裸山に大規模な食害防止ネットを設置することが、アヤメ等の亜高山植物の生育に大きな効果が得られることが証明できたところである。

なお、人工林(カラ松)の成長に伴う森林化、日照不足が進み亜高山植物の生育に悪影響を与えていることも事実である。

については、県において南アルプス巨摩県立自然公園内に群生していた県の自然記念物に指定されているアヤメ群落の復元をするとともに、その効果的な手段として、アヤメ平に大規模な食害防止ネットの設置及びアヤメ等の生育に悪影響をもたらしている人工林(カラ松)の撤去を行うこと。

13 山岳観光について(山梨市)

本市では、完成した琴川ダムを、「地域に開かれたダム」として湖面利用し、周辺の山岳地帯を訪れる登山客などを視野に入れ、山岳観光拠点としての活用を検討している。

については、次の事項について県の支援措置を講じること。

- (1) 柳平地域住民（4軒）は景観維持のため、県有林を牧草地として借地しているが、現在は牧草地としては利用せず、牧草景観維持のためだけに維持管理をしており、多大な借地料を払っていることから、景観維持をしている状況を踏まえ、借地料の減免措置を講じること。また、返還した場合でも植林を行わず下刈作業を行なうなど、現状の景観を維持すること。
- (2) 金峰山登山口である大弛峠は入山者が多く、付近道路は大変混雑するため、県有林を借地し、ロータリーと駐車場を設置する必要があることから、設置に当たって県有林を借地する際は、借地料の減免並びに立木補償の免除措置をすること。
- (3) 川上牧丘林道の塩平から焼山間は、柳平塩山線と併せ交通環境が改善されたことにより、多くの観光客が車で訪れているが、道路幅員が狭い個所があり、通行に支障をきたしていることから、観光客の通行の安全が確保できるよう、必要な場所に待避所を設置すること。
- (4) 川上牧丘林道の冬期通行止めは、乙女高原でのスキーや課外学習・スノーウォーキングなどを行なう際に支障となっていることから、冬季設置される塩平ゲートと焼山ゲートを解放するとともに柳平分校前へのゲート設置はハイキングコース内でもあることから行わないこと。

14 西沢溪谷の遊歩道整備について(山梨市)

西沢溪谷入口のゲートから乾徳山方面へ通じる林道は、現在開設を行っており、平成27年度には開通が見込まれている。

本林道は、クリスタルラインの一部であり、開設後は、一般車両と登山者が混在し大変危険な状況が予想されるため、林道への歩道設置または新ルートの開設が必要である。

については、林道開設により車と登山者が混在する区間への新ルート設置または、

現道の整備などによる歩道設置など、登山者の安全確保と混雑を回避する対策を講じること。

産 業 労 働 部

1 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の継続について

(共 通)

国の「生活対策」、「緊急雇用対策」による「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」は、平成 23 年度をもって終了する。

しかし、雇用情勢は持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しく、今後、東日本大震災の発生や急激な円高等により景気悪化も懸念されており、雇用情勢の見通しは引き続き予断を許さない状況にあり、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢等の失業者及び未就職卒業者に対して、次の雇用までの短期間の就労や、就業機会の創出を行なうことが引き続き必要である。

については、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急雇用創出事業」について、地域の雇用・就業状況の実態を踏まえて、雇用創出や人材育成を行うためにも期限以降についても事業が継続できるよう財源措置を講じること。

観 光 部

1 山岳トイレ等整備への財政措置の拡充について(共 通)

健康志向ブームに伴い登山人口が増加しているが、登山ルートの特定点の避難小屋やトイレの整備は不十分であり、老朽化した施設も多い。

また、トイレのない山域では、糞尿汚物による環境汚染が発生しており、環境配慮型トイレの整備が求められている

については、国立公園内や付随する山岳地帯への、避難小屋や環境配慮型トイレの整備に対する財政措置を拡充すること。

また、国立公園内の観察路の整備に関し、利用者の安全確保の視点から倒木や立ち木の枝など必要な管理ができるよう規制緩和を行うこと。

2 「2012 関東 B-1 グランプリ」開催に伴う財政支援について(甲府市)

平成 22 年 9 月、神奈川県厚木市で開催された第 5 回 B 級ご当地グルメの祭典「B-1 グランプリ in 厚木」において「甲府鳥もつ煮」を出店した「みなさまの縁をとりもつ隊」が最高賞であるゴールドグランプリを受賞した。

この受賞による「甲府鳥もつ煮」のブームを一過性のものとせず、継続的な産業の振興や地域の活性化に結び付けていくため、甲府市と「みなさまの縁をとりもつ隊」とは、連携を図り、関東 B-1 グランプリの誘致活動を行い、本年 4 月には、平成 24 年度の「2012 関東 B-1 グランプリ」の開催地が甲府市に決定されたところである。本年 12 月 3 日・4 日には、「2012 関東 B-1 グランプリ」のリハーサルとまちなかの賑わいを兼ねた「B 級ご当地グルメよっちゃばれ市 in こうふ」を開催することとしている。この大会は県の支援を受ける中で開催し、その結果を検証し、平成 24 年に開催予定の「2012 関東 B-1 グランプリ」を成功に導くために開催するものである。2 年続けて開催するこの「食のイベント」は、甲府市をそして山梨県を全国に向けて宣伝する絶好の機会となると考えている。

現在のような B 級ご当地グルメが注目される中、「B-1 グランプリ」という知名度・人気度ともに高いイベントを開催することにより、大勢の来場者が見込まれ、甲府市・山梨県を全国に向けて発信する好機である。この機会を逃すことな

く、来場された方には美味しいものを食べる楽しさや、甲府の魅力・山梨の食文化を伝えていきたいと考えているが、そのためには、来場者の安全の確保、交通渋滞・トラブルの回避等の、様々な手立てを講じていく必要がある。

については、県と本市とはこれまで以上に密接な連携のもと、「2012 関東 B—1 グランプリ」を成功させるため、財政支援措置を講じること。

3 双葉サービスエリア上り線観光PRブースの設置について(甲斐市)

現在、東京方面からの観光客等に対し、中央自動車道談合坂サービスエリア下り線に山梨県観光PR用ブースが設置され、県内市町村の観光パンフレット等を設置し、観光PRに努めているが、中京方面からの観光客等に対してのPRブースがないことから、観光PRを強化する必要があり、双葉サービスエリア上り線にも山梨県観光PR用ブースを設置し、積極的に中京方面への観光PRが必要である。

については、幅広い観光宣伝を目的に、双葉サービスエリア上り線へ観光PRブースを設置すること。

農 政 部

1 耕作放棄地の解消について（共 通）

近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、我が国の農業は、若年層の流出による担い手の高齢化・減少により、耕作放棄地が増加している。

耕作放棄地の増加は、雑草の繁茂や病虫害の発生など近隣農地への悪影響をはじめ保水などの農地の持つ多面的機能が失われ、洪水や土砂崩れといった災害の一因にもなりかねず、今後も農業者の高齢化が進む中で、緊急かつ重要な課題となっている。

また、農地は、いったん遊休化すると、数年で荒廃が進むため、耕作可能な農地への復旧に多大な投資と労力が必要となる。

このような状況の中、本県の耕作放棄地は、全国で2番目の多さとなっている状況であり、全国的にも農地の荒廃が急速に進む状況となっている。これらを踏まえ、地産地消の推進と食料自給率の向上に向け、耕作放棄地の解消を目的として耕作放棄地整備・景観保全事業（緊急雇用）が進められており、本事業の推進により一定の成果を上げている。

しかし、本事業は平成23年度で終了することとなっているが、本県の現状を十分に考慮すると耕作放棄地整備・景観保全事業（緊急雇用）を引き続き継続する必要がある。

については、農業振興を積極的に図るため、耕作放棄地整備・景観保全事業（緊急雇用）を継続すること。

2 戸別所得補償制度の拡充等について（共 通）

我が国の農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など、危機的な状況から脱却するため、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生、食料自給率の向上を図ることを目的に、戸別所得補償制度が創設された。

現在、農業者戸別所得補償金額算出の基礎となる標準的な生産に要する費用は、全国一律になっている。しかし、平坦地と山間地では生産に要する費用は違っており、生産規模についてもその違いは明らかである。

現状の支援制度における全国一律の費用の設定では格差が生じる結果となり、誰もが安心して農業に従事できるという状況は生まれにくく、中小農家の廃業を免れない状況である。この状況を解消するため、個別所得補償制度において地域実態を踏まえた加算措置が必要であると考ええる。

また、市によっては、連携事業により米粉用米の生産を平成 25 年度までに 10 町歩まで拡大していかなければならない。米粉用米は、主食用米より収益が下がるため、生産者が参加せず目標まで達成できるかが危惧される。

なお、地域振興作物の「にんにく」についても、種代が高価なため安定的な農業経営ができない現状がある。

については、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 全国一律単価ではなく、中山間地加算のような地域の実情に合った制度とすること。
- (2) 生産者が安定した経営ができるよう、水田活用の所得補償交付金における産地資金については、米粉用米の交付単価を見直しすること。
- (3) 地域振興作物である「にんにく」についても、交付単価の見直し、今後も経営の発展に意欲を持って取り組めるようすること。

3 果樹共済への財政支援について(共通)

本県の農業生産高の 55.6%(平成 22 年)を占める果樹は、気象災害(強風、降雹等)により生産が不安定であり、今後、農家が果樹経営を継承していく一つの阻害要因になっている。

果樹共済の加入は、安定した果樹経営のため必要であり、市によっては、加入促進のため、掛金への補助を行っているところであるが、加入率は低迷している状況である。

については、果樹共済への加入を促進し安定した果樹経営を支援するため、掛金へ県の財政支援を行うこと。

4 県単独土地改良事業における用地・補償費等への財政措置について(共通)

現在、県単独土地改良事業における用地・補償費等は、補助対象外となっており、市財政が厳しい状況の中で事業推進が図れないのが実情である。

については、県単独土地改良事業における用地・補償費等についても、事業費の一部として補助対象とすること。

5 農道及び農業用水路の補修等に係る財政措置について(共通)

農道及び農業用排水路について、整備から年数が経過し、損傷や老朽化が激しく、補修等が必要とされるものが増え、地域からも補修の要望が多く寄せられている。

現在は、補修等に必要な原材料費を支給し地元施工で対応しているが、しかし、原材料支給での補修は地元負担金が重く、事業自体に取り組めない場合が多くある。また、現在の事業採択の要件では、補修は規模が小さいため事業採択がされない。

そのため、過去に整備されてきた施設の適切な状態の維持が難しい状況である。

については、地域の実情にあった農道及び農業用排水路の補修等を行えるよう、補修に対する財政措置を講じること。

6 甲府市地方卸売市場施設整備及び市場活性化に係る財政支援について

(甲府市)

平成 23 年 4 月より県知事の許可を受け、中央卸売市場から地方卸売市場へ転換を図ったところである。県下一円を供給圏とする生鮮食料品等の流通拠点である本市場は、転換後においてもこれまでと同様、重要な役割を担っているところである。

本市場においては、地方転換を契機として、老朽化した市場施設の耐震補強や大規模修繕、機能強化を目的とした施設整備を進めるところであるが、本事業の推進には多額の費用を要する見込みである。

国は、第 9 次中央卸売市場整備計画において、本市場の地方卸売市場転換が明記されており、地方卸売市場転換後に行う施設整備については、中央卸売市

場に準じる形で国庫交付金の交付対象となっているところである。

また、市場開放や市場イベントなどの市場活性化については、開設者及び市場関係業者が一丸となり事業内容を検討しており、地方卸売市場として、今後は、県の指導・監督の下に市場運営を行っていくことになることから、これまで以上に県と密接な連携を図り事業を推進していくことが必要不可欠である。

については、県民・市民への安全で安心な生鮮食料品の安定供給という本市場の役割を、これまで以上に果たしていくため、施設整備及び市場活性化に対する県の財政措置を講じること。

7 県営農業農村整備事業について

(葦崎市、南アルプス市)

農業生産の基礎となる農業用排水施設、ほ場等の整備、併せて、農業集落排水施設、集落の環境、水辺環境など農村の生活環境の整備を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止や生産性の向上、農地の防災・保全と土地改良施設の維持管理のための県営農業農村整備事業について、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 県営事業の負担割合及び支援について(葦崎市)

現在複数の事業が県営事業として実施されているが、県営事業における財源は、国 50%、県 25%、市 25%となっており、総事業費も市の事業に比べると膨大であるため市負担額も多く、数箇所の施工になると市負担額も膨大なものとなっている。

また、土地改良事業においては、施工後は市へ管理移管されるため、畑かん事業のように事業完了後の組合維持管理費の大部分を関係市が負担するような状況である。

については、ガイドラインによると市負担額の内 10%は地元負担となっているが、本市の場合、道水路については、地区外の人でも利用するという観点から区画整理以外はすべて市が負担している状況であるため、昨年に引き続き市負担割合を軽減するとともに、国補事業において、県営に限らず市営においても同等の県の補助率とすること。

また、施設運営については、地域負担が原則であるが、利用料と施設管理費とのバランスがとれておらず、加圧機場の電気料も高いこともあり、通常の間理運営も厳しい状況であるため、塩川ダムの多目的利用については、県の施策

でもあることから県として支援をすること。

(2) 県営農業農村整備事業に係る事業内容等の再検討について(南アルプス市)

県営畑地帯総合整備事業は、農道、水路、猿害防止柵（任意事業）などに加え、圃場整備（強制事業）を実施することとしているが、本市においては多年に亘る果樹園が基幹であるため、現実的には非常に難しいため、任意の選択肢とすること。

また、県単事業が幾つか展開されているが、耕作放棄地解消などの要件が必ず関わっているため、耕作放棄地解消の要件を外し、農道整備と水路整備だけの事業を創設するとともに、団体営事業の負担割合について、国が50%、県が0.5%としているが、事業メニューにあるように最大限の県の負担割合を10%とすること。

8 野菜産地への総合的な支援対策について(中央市)

本市の野菜生産及びその販売量は、「県下一の産地」（農林業センサスH12～H18）であり、特に「施設野菜(トマト、きゅうり)」の生産量は、県全体の約48%以上を占める県下最大の産地である。

しかし、近年この生産量(販売額)の落ち込みが大きく、今後も現状を見るとこの下落傾向は続いていくと危惧されている。

本市では、原油高騰の折等緊急的支援は行っていたが、その下落への歯止めとはなっていないのも実情である。

現在では、本市とJAによる「対策検討会」により各種対策を検討しており、今後本格的な対策事業を計画していく予定である。

については、県においても、県下最大の産地を維持し発展させることが県全体の産地化維持発展につながっていくとの認識を再確認し、今後の地域対策(市、JA)へ協力すること。

特に、県が本年度より果樹支援対策を本格的実施しているのと同様に、野菜対策へも協力と支援を検討すること。

県 土 整 備 部

1 下水道の整備促進について（共 通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の本県での普及率は、平成 22 年度末で 61.1% と前年度より 1%伸びているものの、全国平均の 75.1%に比べ未だ下回っており、今後一層整備の促進を図る必要がある。

しかし、厳しい財政状況の中で自主財源の制約もあり事業の計画的な推進が図られないのが実情であり、加えて、これまでの地方債の長期にわたる償還など、将来にわたり市財政を逼迫させている。

また、長期に亘って下水道の整備を進めてきたが、施設の老朽化による改築更新の時期を迎えており、今後は維持管理費の増加が懸念される。

更に、合併市町村では、合併後 10 年間、補助対象となる排水基準等を、合併前の市町村単位の基準が適用できる特例措置を受けているが、特例措置が受けられなくなる合併後 10 年からは、合併後の市単位とする高い補助対象の基準が適用され、補助事業が大幅な減額となり、下水道事業の進捗に著しい影響を与えるものと懸念される。

については、下水道の整備を効率的・効果的に実施するため、各種補助制度の創出、採択基準の緩和、国庫補助金の補助率の引き上げ及び対象範囲の拡大を図るとともに、予算額を確保するよう国に働きかけること。

また、合併市町村の特例措置を延長すること。

2 道路財源の確保について（共 通）

道路は、人々の暮らしを支える最も身近な社会基盤として、生活の利便性・安全性・快適性向上のための多様な役割を担っている。

本県においては、人や物の移動の殆どを自動車交通に頼っている状況にもかかわらず、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真に生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、防災対策の観点からも、日常から既設道路の維持・修繕など、適切な管理の

重要性が指摘されているところであり、万が一、被災した場合には、住民の救援や施設の復旧に道路は不可欠な生命線である。

については、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方の意見を踏まえ、真に必要としている道路整備を遅らせることがないよう道路整備のための財源を確保すること。

3 中央自動車道の拡幅について（共通）

中央自動車道は、昭和 57 年の全線開通以来、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として、山梨県の産業・経済・文化・観光等の向上に大きく寄与してきたところである。

しかし、近年の自動車輸送を主体とする物流体系、さらには、観光、スポーツ、レジャー、文化活動等の活発化や広域化、国際化により、交通需要は増加しており、交通渋滞が大きな社会問題となってきた。

大月 JCT から上野原 IC 間の拡幅整備は完了したが、上野原以東、特に小仏トンネルを先頭とした渋滞が解消されておらず、その対策は急務である。また、他の箇所についても機能増進のための改良等の促進が必要である。

また、本年 3 月に発生した東日本大震災により、高速道路の「命の道」としての役割が改めて認識され、その早期の整備・改良等が極めて重要となっている。

については、上野原 IC から首都圏中央連絡自動車道と接続する八王子 JCT 間の渋滞解消を図るため、拡幅整備（計画を策定）することについて、国をはじめとした関係機関に働きかけること。

4 中部横断自動車道の整備促進について（共通）

高速道路等は、広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化を図るうえで極めて重要な社会経済基盤であり、ネットワークを形成してこそ本来の機能を発揮できるものであるが、未だ欠落区間があり、十分機能していない状況である。

更に、災害時の緊急輸送路・避難道路として必要であるとともに、高次医療機関へのアクセスなど救急活動の円滑化にとっても不可欠である。

中部横断自動車道については、これまで脆弱であった県内南北交通軸の高速

化を図るとともに日本列島の中央部において太平洋側と日本海側を結び、また、北関東3県及び甲信越3県を結ぶ「関東大環状連携軸」を支える交通基盤の一部を形成することにより、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な路線であり、国が責任をもって着実に整備を進めていくことが必要である。

については、中部横断自動車道の整備促進に向けて次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 事業中区間(増穂 IC から吉原 JCT)の平成 29 年度までの早期完成
- (2) 基本計画区間(北杜市から佐久穂町)の整備計画区間への格上げ

5 地域高規格道路の整備促進について（共 通）

高規格幹線道路に準ずる規格で整備する地域高規格道路の整備は、地域発展の核となる都市（圏）の育成や広域交流拠点との連携等、地域の自立的な発展を図るためには、必要不可欠である。

このため、本県においては、甲府都市圏における交通の円滑化、甲府市と周辺拠点との連携強化を図るための「新山梨環状道路」及び埼玉県と甲府市とを連絡するとともに、新山梨環状道路を介して広く北関東地方と東海地方を結ぶ新たなネットワークを形成するための「西関東連絡道路」の整備が進められている。

また、平成 10 年に、甲府圏域と富士北麓を短時間で結ぶ「甲府富士北麓連絡道路」が地域高規格道路の候補路線に指定された。

については、広域的な交流を促進し、沿線地域はもとより県全体の産業・経済・生活文化に多大な恩恵をもたらすことが期待される各地域高規格道路の整備促進に向け、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 新山梨環状道路の早期実現

- ・ 直轄事業による北部区間全線の早期事業着手
- ・ 東部区間の早期事業着手
- ・ アクセス道路の整備促進
- ・ 笛吹市通過予定区間周辺住民の水害、地域分断、農作物への被害等の不安への配慮(地域の実情に応じた道路構造や安全性)
- ・ 甲府盆地周辺に河川の氾濫による洪水被害が発生したとき、新山梨環

状道路の高架部分を洪水時緊急避難場所として周辺市民等が自主的に避難できる環境や体制を確保すること。

(2) 西関東連絡道路の早期実現

- ・ 調査区間の整備区間への格上げ
- ・ 事業中区間(万力 IC から岩手 IC)の平成 27 年度までの早期完成
- ・ 岩手 I.C. 以北の早期計画策定

(3) 甲府富士北麓連絡道路の早期実現

- ・ 計画路線への早期格上げとその後の新山梨環状道路への接続の実現

6 国道・地方道の整備促進等について

(富士吉田市、都留市、大月市、韭崎市、甲斐市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市)

健全でゆとりある日常生活を支える基盤施設である道路について、渋滞対策、物流の効率化、災害対策及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

富士吉田市

(1) 中央自動車道富士吉田線へのスマート IC へのアクセス道路について

現在、(仮称)富士吉田北スマート IC については、平成 23 年 4 月より、事業化され、着実に事業が進んでいるところであるが、スマート IC の連結道路は、県道富士吉田西桂線である。県道富士吉田西桂線は、スマート IC との連結のみならず、富士北麓と東部地域を結ぶ重要な広域幹線道路でもある。

については、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスについては、スマート IC の供用時期と整合を図る中での整備(完成)すること。

また、幹線道路ネットワークの確立のため、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面へ延伸すること。

(2) 国道 138 号の 4 車線化等の整備について

今般、県により、先行整備区間である上宿交差点から富士見公園前交差点まで、都市計画変更が告示されたところであるが、本路線の渋滞緩和や歩行者への安全確保、また、富士山火山災害や東海地震など、大規模災害時の避難・輸送道路の重要な役割を担う等、これらの地域課題の解決を図るためには、四車線化等の整備・改良が必要である。

については、本区間が、早期事業化するよう国に働きかけること。

(3) 国道 139 号金鳥居北電線類地中化事業について

平成 22 年 11 月には市街地を横断する中央通り線が供用開始され、これに続き市道新倉南線と吉田河口湖バイパス（新倉トンネル）が完成されれば、御坂路から河口地区を経由し、市の中心部へのアクセスが完成することとなり、中央通り線と国道 139 号が交差する中曽根地区は上吉田地域の北の玄関口になり、重要な交通の拠点となる。

この地区は古くから富士山信仰で栄え、北口本宮富士浅間神社の門前町として発展してきた歴史的背景があり、既に電線類の一部地中化がされた金鳥居南側と一体的な整備が進むことにより、地域の歴史の再認識、活気あるまちづくりの推進、富士山の眺望が開ける富士山観光の拠点となる。また幹線道路（中央通り線）の整備に伴い、多くの人や車両の流入が見込まれており、現状の歩道や車道では幅員等が狭隘であり、歩道の整備や、車道の拡幅による交通安全対策が急務である。

については、国道 139 号金鳥居北から中央通り交差点までの区間約 300m について、「電線類地中化事業」並びに「国道 139 号の拡幅整備」の早期事業着手を強く要望するものである。

都留市

(4) 県道都留道志線の改良について

本路線の八幡橋付近は、幅員が狭く線形も悪いことに加え歩道がないことから円滑な通行と歩行者・自転車の安全性が確保されていないため、橋の架け替えを含めた道路改良を行うとともに、住吉橋交差点から熊井戸入口までの区間は、児童・生徒の通学路になっているが、幅員が狭いため大変危険性が高くなっているため、歩道設置を含めた道路の拡幅を行うこと。

(5) 県道戸沢谷村線の改良について

本路線は、本年、国道バイパスが禾生まで延伸されたことにより、一層交通量が増加しているところである。

については、一部拡幅改良が行われたものの、人家の連なる箇所での未整備区域が多く、歩行者の通行は非常に危険な状況となっていることから、都留教習所から中野橋までの間の歩道設置を含めた早急な拡幅改良を行うこと。

(6) 県道四日市場上野原線の改良について

本路線の国道都留バイパス交差点付近から与縄橋までの区間及び旭小学校から曾雌地内落合橋付近までが特に狭隘で歩道も整備されていない。

については、確実な通学児童・園児の安全と沿線住民の安心を確保するため、歩道を含む拡幅改良を早急に行うこと。

(7) 県道大野夏狩線の改良について

本路線は、採石場やレジャー施設へ向かう大型車の通行が多く円滑な通行が出来ない状況である。

については、一部拡幅改良が進んでいるが、国道 139 号線交差点から宮下橋までの改良については事業化にいたっていないため、特にこの区間の歩道設置を含めた拡幅改良を行うこと。

大月市

(8) JR 各駅の周辺整備について

13 市の中でも人口の減少率が高いのは、大月市、上野原市であり、どちらも、東京圏に近い立地であるが、人口増加に結びつかず、流出を促進している現状にある。

東部地域の住民は、東京圏への通勤者が多く、朝晩の JR 各駅は家族の送迎車などで大変混雑しているうえ、国道等から駅につながる道路のアクセスが悪く、混雑に拍車をかけている状況となっている。

については、県東部地域の人口減少に歯止めをかけるためにも、通勤客の利便性確保は重要であることから、各駅へ通じるアクセス道路（県道笹子停車場線、初狩駅停車場線、猿橋駅停車場線）などの整備、パークアンドライドを効率的に進めるための駐車場や待合いスペースの確保など駅利用者（通勤市民）の快適性の向上につながる整備の実施及び事業費の財政措置を講じること。

韮崎市

(9) 国道 20 号渋滞対策及び交通安全対策について

本市周辺では、近年、企業等の進出やベッドタウン化によって交通量が増加し、特に主要幹線である国道 20 号は、朝夕の通勤時間帯には慢性的な渋滞

が発生している。

甲斐市双葉から本市栄一丁目峡北消防本部西交差点までは4車線化が完了し渋滞が緩和されているが、ここより北は2車線のままであることから、本市一ツ谷交差点までの間は慢性的な交通渋滞が発生しており、引き続き一ツ谷交差点までの4車線化が必要な状況である。また、この間には一ツ谷交差点を含め3箇所の交差点があるが、各交差点とも主要幹線との交差であるので交通量が非常に多く、変則交差点もあることから交通事故等も少なくない状況である。このようなことから渋滞対策及び交通安全対策が急務と考える。

については、こうした問題を解消し、安全で快適な生活環境を確保するとともに、社会・経済活動を支えていくために、当面は峡北消防本部西交差点から一ツ谷交差点までの3箇所の交差点について、渋滞対策や交通安全対策の為の交差点改良などの具体的施策について、市への助言並びに国及び関係機関への働きかけを行うこと。

(10) 県道韮崎南アルプス中央線の唐沢橋架け替えと未整備区間の歩道設置について

本路線の円野町と清哲町に架かる唐沢橋は、急激に幅員が狭くなり歩道もない状況である。また、国道20号線穴山橋交差点から戸沢橋までの区間も歩道がない未整備区間となっている。

については、朝夕の交通ラッシュ時の交通車両と歩行者の安全確保を図るため、早急に改良整備すること。

(11) 県道茅野北杜韮崎線仮称「新府バイパス事業」等について

近年、七里岩台上への交通量が著しく、特に、朝夕の通勤等の時間帯は交通渋滞が発生している。

この附近は、道路線形も悪く、幅員が狭い上、立木が茂るなど、冬期には凍結等による、スリップ事故が多発している。

また、本路線は、文化財新府城跡指定地内を通っているため、史跡の景観や訪れる人々の障害にもなっている。

今後も史跡を大切に保護し、共有の財産として観光資源等にも活用していくことは、本市にとって極めて重要な課題である。

については、安心・安全に通行出来るよう、また、史跡文化遺産の保存・保

護と活用を期するため、本路線を史跡指定地の外側へ移設し、早期に整備すること。

また、穴山バイパスに降る雨水を処理する為の排水路事業は途中で終わっており、道路を流れてくるため冬期は凍結等による事故が心配されることから、早期に完成すること。

(12) 県道葦崎昇仙峡線の整備について

本橋梁整備事業は、中央道葦崎インターと市内を結ぶ骨格幹線路線であり、第一期区間は竣工し、地域の活性化・経済発展が期待され、交通面においても車道と歩道が分離され、歩行者等の安全が確保されたところである。

については、現在、設計調整が進められている穂坂橋～葦崎インター～東京エレクトロン入口の区間についても交通弱者の安全確保が出来るよう早期に歩道設置等を含む道路拡幅に着工すること。

また、本路線の旭通りについては、本市の顔でもありメインストリートとして一躍を担っていることから、電線地中化事業を整備促進すること。

(13) 下宿交差点及び船山交差点の改修について

下宿交差点は、(主) 甲府葦崎線は幅員が狭く、交差点手前がカーブであり、また右折レーンが短く、朝夕の通勤時間帯には右折車が多いため渋滞が発生している。

また、市道から船山方面に直進する場合、交差点内はカーブとなり、船山交差点が渋滞すると下宿交差点も渋滞し、見通しも悪いため、安全性の確保を図る必要がある。

更に、船山側から右折する場合右折レーンはなく、危険で厳しい状況である。

については、早急に改修を行うこと。

また、船山交差点は、慢性的な渋滞と交通事故の解消のため、国は交差点改良を計画していると伺っているが、国と県が一体となって、早急に交差点の改修を行うこと。

- (14) 県道北原・下條南割線の道路改良・歩道設置及びバイパス化（大草町下條東割地内）について

本路線の韮崎市大草町下條東割及び下條西割地内は、狭隘で見通しが悪く歩道が無いため歩行者や自転車の安全確保が図れない状況である。

については、狭隘箇所の拡幅改良や歩道設置を行うとともに、一部区間のバイパス化について早期に事業着手すること。

甲斐市

- (15) 都市計画街路田富町敷島線の整備について

都市計画街路「田富町敷島線」については、市の南北を結ぶ重要な路線である。

については、国道 20 号線と結ぶ富竹工区を含めた未供用区間の周辺道路については、慢性化の渋滞に陥っている状況であることから、この解消を図るため、早期に事業着手すること。

- (16) 県道都市計画街路「滝坂下今井線」の整備について

本路線は、隣接市の甲府市及び韮崎市を結ぶ主要道路であり、また、平成 21 年 11 月には、県内外にアクセスする中央自動車道双葉 SA スマート IC が全面供用され、観光及び産業等に大きな効果をもたらす玄関口が整備されたところである。

については、現在の事業区間以西の大垓バイパス交差点区間及び竜地交差点から国道 20 号線区間の早期に事業化し全線を完成すること。

- (17) 国道和戸竜王線の整備について

本路線の竜王駅前交差点改良の事業着手及び県道甲斐中央線（国道 20 号から 52 号交差点）の事業着手により、これまで懸案であった竜王駅前の慢性的渋滞の早期解消が見込まれる。

については、現在施工されている荒川橋から国道 20 号線竜王立体までの全線拡幅の事業化により渋滞解消及び交通の移動時間の短縮が図られるため、早期に事業化すること。

北杜市

(18) 県道横手日野春停車場線の整備について

本路線の駒城橋周辺については、大武川に流域最大の右支流である石空川が合流する場所である。

昭和34年災には前駒城橋が流出し、昭和57年災においては桁下高が低く橋脚数も4本と多いため、流木が桁にかかり橋が堰堤となり極めて危険な状態になったところである。

については、集中豪雨が発生した場合には、この付近の堤防が破壊される危険があり、武川町全域に影響を及ぼし大災害となり、人的被害も予想されるので、住民の安全確保を図るため、早期に駒城橋の架け替えること。

(19) 県道駒ヶ岳公園線の横手バイパスについて

本市白州町横手地内の本路線は、集落を南北にしており、人家が連担し、狭隘で見通しも悪いため、住民の日常生活及び生徒の通学等大変危険な状況にある。

また、今後、広域営農団地農道が全線開通すると、更なる交通量の増加が予想される。

については、本路線のバイパス化を図り、住民の安全確保と農道開通後の渋滞緩和を図ること。

(20) 県道茅野北杜韮崎線の整備について

本市長坂町長坂上条地内の本路線は、長坂町、小淵沢町、白州町を連絡している幹線路線であるが、県道長坂高根線、台ヶ原長坂線が合流している箇所はJRのガードを通り狭隘で見通しも悪いため大変危険な状況である。

また、ふれあい支援農道が供用開始した場合、更なる交通量の増加が予想される。

については、JRのガードを含む交差点改良の早期実現により、住民の安全確保と開通後の渋滞緩和を図ること。

また、本市長坂町富岡地内の本路線は、本市（長坂町、小淵沢町、大泉町等）と韮崎方面を連絡している重要な幹線道路であり、日野春駅前から北側日野春跨線橋までは整備がしているが、駅前から南側の市道富岡9号線と接続する交差点付近までは未整備であり、この箇所については通勤時間帯など接触

事故などが多く発生し、地区住民も歩道も整備されていないため大変危険な状態にある。

については、地区住民や通行者の安全確保を図るため、**JR** 日野春駅南の拡幅改良を行うこと。

(21) 国道 141 号（高根町長沢地内）道路拡幅改良工事の早期着工について

本市高根町長沢地区を縦貫する国道 141 号は、長野県小諸、佐久方面から都市圏に向けて重要な幹線道路であると同時に、この地区は清里等観光施設も多くシーズンには観光客の車両等で渋滞が発生している。また、歩道等も未整備であり地域住民の安全確保が懸念され、特に、長沢交差点については見通しも悪く右折レーンも未整備であることから、交通事故も多発している状況である。

については、住民の安全確保、渋滞緩和を図るため、この地域における交差点改良を含めた国道 141 号改良について早期に着工すること。

(22) 県道箕輪須玉線・増富若神子線の交差点改良工事について

本市須玉町若神子地内を縦断している県道箕輪須玉線と横断している県道増富若神子線の交差点（若神子上交差点）は、本市北部の観光地である高根町、大泉町、小淵沢町方面等と増富温泉郷へ通じる重要な幹線道路で、常時大型車両を含む多くの車両が通過する路線である。また、本市北部や韮崎市方面へ多くの車両が通過する交差点である。

この交差点は、須玉小学校や須玉中学校への通学路にもなっているが非常に狭く、通学者をはじめ、歩行者にとりましても大変危険な状態にある。

については、若神子上交差点（県道箕輪須玉線・増富若神子線）交差点を早期に改良すること。

(23) 県道小荒間長坂（停）線（富士見坂）の電線地下化事業について

県道小荒間長坂（停）線の一部、通称富士見坂においては、山岳景観の優れた眺望場所である。

しかしながら、道路沿いには電柱、電線類があり、この山岳景観を阻害している。

については、風光明媚な場所であり、観光客等にもこの優れた眺望を発信す

るため、電線類地中化を図ること。

上野原市

(24) 県道の危険箇所の解消の優先について

本市においても、健全でゆとりある日常生活を支える基盤である道路について、順次整備を計画的に進めているところであるが、各種危険箇所の解消、渋滞の解消、物流の効率化などを図るため、さらなる整備促進が求められている。

また、近年は、防災意識の向上に伴い、災害時に主要な役割を担う県道の安全性確保に、市民の関心が寄せられている。

については、市内の県道整備に当たって、市や地域と連携を図る中で、減災の観点から狭隘箇所(特に県道四日市場上野原線の桂川大橋付近や秋山地内、県道野田尻四方津停車場線の国道 20 号～大野貯水池)や落石・落盤危険箇所(県道上野原丹波山線や県道上野原あきる野線)、危険交差点などの解消を優先して行うこと。

また、比較的整備の進んでいる県道大月上野原線や県道桐原藤野線の狭隘箇所の解消等についても計画的に進めること。

山梨市

(25) 県道休息山梨線の整備について

本路線は、本市の中心市街地の北部を東西に横断し国道 140 号と国道 411 号を結ぶ主要幹線道路であるが、非常に狭隘で朝夕を中心に大変混雑し、特に、平面交差している踏切については問題がある。

将来的には、西関東連絡道路八幡ランプと連結し、本市と甲州市を広域的に連携強化するための重要路線と考えている。

本市では、並走する都市計画道路を山梨市駅から県道万力小屋敷線まで完成し、J R 中央線東側の市道小原東・東後屋敷線については、臨時交付金事業で平成 23 年完成予定とし整備を進めているが、J R 中央線跨線橋の建設に莫大な事業費を要するため、財源確保の見通しが立たず、この地点の整備は中断している状況である。

については、本路線を狭隘道路である県道休息山梨線の振替バイパス道路としての整備をすること。

(26) 県道甲府山梨線（八幡パイパス）の整備促進について

本路線は、国道140号から市道野背坂線までの区間の第1期事業及び市道野背坂線から水口地内の広域農道フルーツラインまでの区間の第2期事業として進められてきた。

平成24年度中には、一部市道を利用した部分共用が予定されているが、笛吹川フルーツ公園をはじめとする観光ルートとしても重要な役割を果たす重要な路線である。

については、甲府市との連携強化と県道甲府山梨線の狭隘区間の解消ためにも、第2期区間の事業未着手部分の早期整備をすすめ、早期の全線整備を図ること。

(27) 県道塩平窪平線の拡幅改良について

本路線については、順次拡幅改良が進められているが、今後も引き続き狭隘箇所等の解消を図ること。

特に、牧丘町西保中地内の未整備区間の事業着手及び現在事業着手している久保工区の西側・北井工区を早期に完成すること。

(28) 県道市之蔵山梨線の整備促進について

本路線は、西関東連絡道路万力ランプと山梨市駅周辺及び国道411号を結ぶ幹線道路である。

については、引き続き狭隘箇所等の解消を図ること。

特に、上石森交差点から鴨居寺橋までの区間の改良工事を早期に着手すること。

(29) 県道乾徳山線の改良について

国道140号線徳和交差点付近から柳橋付近までの間は、積雪や凍結している期間が長く、スリップ事故の発生など地域の生活にも支障を期している。

については、冬季期間中、安全に通行できるよう路面凍結防止剤散布機の増設など適切な凍結対策や、狭隘個所の解消を図ること。

(30) 県道柳平塩山線の整備について

本路線は、順次改良が進められているが、今後とも引き続き狭隘箇所等の解消を図ること。

特に、柚口地区の早期整備、堀の内地区の笛川中学校から牧丘第一小学校の区間及び新たに県道となった琴川ダムまでの区間の整備すること。

(31) 県道山梨停車場線の整備について

本路線は、山梨市駅と国道411号を結ぶ主要幹線道路であるが、朝夕を中心に交通量が多く自転車や歩行者の安全確保が図られていない。

現在、県において、老朽化が進んでいた重川橋の架け替え工事を含む道路改良工事を実施しており、また、山梨市駅から下石森交差点の区間についても道路拡幅に向け、都市計画変更など事業化に向けて取り組みが進んでいる。

しかし、中央道一宮インターから本市駅周辺を結ぶ幹線道路としての機能を高めるため、残る重川橋南から国道411号までの区間においても道路改良が必要となる。

については、現在、事業化されている道路改良の進捗状況を考慮しながら、できるだけ期間を空けずに、重川橋南以降の道路改良にも着手すること。

(32) 国道140号岩手橋西詰交差点の改良について

本交差点は、国道140号と岩手地区及び甲州市塩山地区を結ぶ重要な交差点で、さくらんぼ、ぶどう狩りを行う観光バスなどが数多く通行しているが、本交差点の西側は急勾配であり、滞留箇所も確保されていないため、朝夕を中心に大変混雑し危険な交差点となっている。

については、交差点の形状を改良し、大型車等の通行しやすい道路改良を行うこと。

甲州市

(33) 国道411号線の整備促進について

本路線は、本市の塩山地区から勝沼地区をへて中央自動車道勝沼ICに連絡する重要な幹線道路であり大型車両の通行量も増加している。

しかし、大型車両の同士でのすれ違いが困難の状況であり、更に歩行者

の通行は非常に危険な状況である。

については、平成 20 年度から事業実施されている国道 411 号線の拡幅改良事業について、等々力交差点から西広門田交差点までの区間を早期に整備をすること。

(34) 県道塩山停車場大菩薩嶺線の整備について

本路線は、平成 22 年度から事業実施しており、塩山駅から上下栗生野地区、中萩原地区をへて裂石に至る路線で一葉の道の愛称で親しまれ、地元住民の生活道路及び市内からの大菩薩峠、国道 411 号線への連結する重要な観光ルートとなっている。

については、1 級河川重川に設置されている赤尾橋は、幅員が狭くバス等のすれ違いも困難な状況であるため、安全で安心な生活の確保及び観光や農業振興などにも支障をきたしているから、早期に整備、架け替えをすること。

また、裂石地区のみそぎ沢橋から雲法寺入口までの約 96m 間は、未改良であるため幅員が狭く車両同士のすれ違いが困難であるため、事故も発生している。

については、裂石地区のみそぎ沢橋から雲法寺入口までの間の拡幅改良すること。

(35) 県道塩山勝沼線の歩道整備について

本線は、塩山駅から国道 140 号線に至る道路で、観光及び物流の幹線となっており大型車両等の通行が多く、向嶽寺から恵林寺間延長 2 km間は、歩道が未整備のため、小中学生の通学路として非常に危険な状況である。

については、早期に整備すること。

(36) 県道平沢千野線の歩道整備について

本路線は、平成 21 年度から事業実施されているが、平沢地区から竹森地区をへて塩山市街地に連絡する唯一の生活道路であり、防災及び、緊急医療、通学路等と住民の安全で安心な生活の確保をするとともに地域経済の活性化を図るため、早期に整備すること。

(37) 国道 411 号線と国道 140 号線の連絡道路整備について

国道 411 号線と国道 140 号線（西関東連絡道路）を最短で結ぶ道路は、現在本市と隣接する山梨市の市道で連結している。

本路線は東山梨地区の東西の幹線道路として位置づけられている路線であり、広域物流及び地域間の交流・連携を強化するとともに観光等の基幹路線・高次医療機関へのアクセスなど救急活動の円滑化にとっても不可欠な道路である。

については、現在、本路線は、甲府方面への通勤コースでもあり、交通量も年々多くなっているが、幅員も狭くカーブも多いなど未改修部分がほとんどであるため、アクセス道路として早期に事業化できるよう支援を行うこと。

中央市

(38) 新設主要地方道甲府市川三郷線の2車線化について

平成19年度に建設された田富西ランプ交差点から中央市役所田富庁舎までの新設主要地方道甲府市川三郷線は、2車線相互通行で計画され用地取得後、建設時に交差点部からの坂路部分が1車線となり一方通行の制限を受けている。

本市では、田富庁舎以南から主要地方道韮崎南アルプス中央線へのアクセス道路を建設中である。この道路の完成の折には、新設主要地方道甲府市川三郷線と一体となりバイパス道路としての利便性が高まる。

については、本市の道路完成に合わせて、新設主要地方道甲府市川三郷線の制限部分を解消し、本来の2車線相互通行とすること。

なお、昨年、浅原橋の架け替え及び将来の交通ネットワークや周辺道路の交通量の変化等を勘案して、県と市及び公安委員会を交えて検討していきたいとの回答を得ているが、市の道路整備進捗と合わせて速やかに相互交通へ移行できるようすること。

(39) 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

本市浅利地内の県道甲府中央右左口線は道幅が狭く、反面交通量が多いため危険性が高い状況である。地元住民及びこの路線の利用者の多くから、作興橋から国道140号線までの新設道路を強く望んでいる。また、本路線は豊富地区の

中学生が玉穂中学校へ通うための通学道路になる予定となっている。

については、通学生徒の安全確保の意味からも早期の整備計画の検討を行うこと。

(40) 豊積橋架け替えについて

豊積橋は、本市の南部を横断している笛吹川に架かり、豊富地区と玉穂地区を結ぶ唯一の橋である。合併に伴い、本市の一体性を図るためには、非常に重要な橋で、住民の往来にも必要不可欠であり、その交通量は非常に多い。

また、平成20年度から、豊富地区の中学生は玉穂中学校への通学路として朝夕利用している。

については、安全確保の上からも、現在より幅員の広い橋へ架け替えること。

なお、現在、笛吹川右岸(鎌田川)で豊積橋から接続する万年橋の架け替え工事が平成21年3月完成しており、豊積橋を架け替えることにより、より交通の流れがスムーズになり、交通安全上の確保がなされと考えられる。

7 防災・災害対策の充実強化について(共通)

〔要望部局 総務部・県土整備部〕(再掲)

東日本大震災による巨大地震と大津波は、多くの人命と財産を奪い、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらすとともに、加えて東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出により、全国の産業・経済活動にも深刻な影響を与えているところである。

本県は、東海地震をはじめ南関東地域直下の地震、糸魚川ー静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震及び富士山噴火などが発生する可能性が指摘されており、これらが発生した場合には、広範囲にわたって甚大な被害を受けることが懸念される。

県においては、東日本大震災の教訓や国の防災基本計画の見直しを踏まえながら「やまなし防災アクションプラン」及び「地域防災計画」の見直しに着手するとともに、消防防災航空基地機能の抜本的な強化に向けた基礎調査など、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制強化を進めている。

また、平成19年7月に「耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるなど、災害に強い県土づくりに鋭意取り組んでいる。

については、一層の防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について

適切な措置を講じること。

(1) 地震による液状化現象の実態調査等について

今般の東日本大震災による海浜部の液状化現象による被害は甚大であり、これまで国をはじめ防災関係機関における液状化に対する対策や法整備が遅れていたことが浮き彫りとなった。

こうした中、国では、液状化対策技術検討会議を設置し、東日本大震災における検証と建物等の技術基準が検討されている。

本県においても、山梨県東海地震被害想定調査等によると甲府盆地周辺や河川流域において液状化現象が発生する恐れがあり、中でも中央市周辺が最も被害確率が高いとされており、今回の震災を機に、地震等による液状化現象の実態解明やその減災対策について、広域災害への対応として県における取り組みが必要である。

については、地震等による液状化現象の実態解明やその減災対策について、県の主導により調査・研究を行い、県及び市町村の減災対策の基礎的資料を作成すること。

(2) 緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業について

東海地震で震度 6 強以上の揺れが想定される市町村においては、耐震強化地域として、一般世帯においても高齢者等世帯と同様に補助金の上限を 80 万円（耐震シェルターは 24 万円）に嵩上げするなど制度の充実強化を図っているが、多額の自己資金が必要となること等から申込件数が伸び悩んでいるのが実情である。

また、南関東地域直下の地震、糸魚川－静岡構造線断層帯など活断層に起因する地震などの発生する可能性が指摘される中で、全県的に耐震化を推進する必要がある。

については、一般世帯補助上限額を 80 万円から 100 万円に引き上げるなど耐震化支援事業の一層の拡充を図るとともに、補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し全ての市町村を同様とすること。

また、県においては、新たに耐震化建て替え事業を対象としたが、平成 23 年度まで 2 年間の時限措置となっており、個人の資金計画等を考えると厳しい状況であることから、県耐震改修促進計画の平成 27 年度末耐震化率 90% の目標が設定されていることを踏まえ平成 27 年度まで延長すること。

(3) 耐震性貯水槽の整備について

耐震性貯水槽の整備については、国・県の補助制度を活用しながら鋭意整備を図っているが、本年度国の予算額が大幅に縮減されたため、自主財源の確保が厳しい中で整備が図れない状況である。

については、耐震性貯水槽の整備を促進するため適切な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(4) 市街地における小規模防災公園設置に向けた支援について

災害発生の際の避難場所は、学校等の校庭が指定されているところであるが、高齢者などの移動手段等を考えると各自主防災会ごとの小規模な避難場所設置が必要と思われる。公園機能を併せ持つ避難地を設置することにより、市街地における火災等の発生の際の延焼防止や地域のコミュニティ活動の拠点など地域の発展にも繋がるものと期待される。

こうした中、近年の市街地のドーナツ化現象により、空き地の増加が見受けられ、これらの土地を活用し、公園機能を併せ持つ避難場所設置を検討しているが、現在、都市公園法等の防災公園設置への財政措置は講じられているが、小規模(500 m²未満)な防災公園は対象となっておらず、また、他の防災関係の補助制度についても、補助対象は防災に関する物品や建造物に限定され、土地購入費まで対象となる補助制度がない状況である。

については、市街地における火災等の発生の際の延焼防止等防災機能強化及び地域のコミュニティ活動の拠点など地域の発展に資する市街地における小規模防災公園の整備が促進できるよう県において財政措置を講じること。

(5) 防災体制の強化について

現在、台風などの風水害や地震などの災害において、被害がでた場合は、消防庁の火災・災害等即報要領により、通常回線 FAX 又は衛星回線 FAX 等により県あてに報告している。

こうした中、県は、総務省消防庁が推進している「消防防災 GIS」を活用し、被害状況の報告や他市町村との情報共有を行う方向であり、併せて「山梨県防災情報システム」を構築したところである。

については、本システムを早期に運用するため、操作研修会を開催すること。

また、県が推進している罹災証明の発行や仮設住宅の管理など、西宮市の開発した「被災者支援システム」のような災害時に必要な機能を有したシステムの構築に当たっては、財政措置を講じること。

(6) 防災士の養成について

地域防災力の強化が求められる中、県では、各県民センターで防災アクションプランを策定し、その具体化の推進と普及を図るとともに、地域の実情に応じた救助活動や指示を行い、平常時には防災知識の普及啓発を行うことができる地域防災リーダーの養成講座の開催等鋭意取り組んでいるが、一層の充実強化を図るため、近年需要が高まっている防災士の養成講座を開催すること。

8 橋梁の長寿命化について(共通)

橋梁は、道路の一部として、安全で円滑な交通機能を確保し河川や鉄道等によって分断された地域を相互に結ぶ重要な公共施設であり、また、地震発生後における避難路や救助・医療・消火活動及び被災地への緊急物資の輸送路としても極めて大きな役割を担っているが、現在、橋梁の多くが老朽化している状況から、延命化・長寿命化を図ることが喫緊の課題である。

国では、従来からの損傷が深刻化してから対策を行う事後保全から、定期点検に基づき早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な修繕に至る前に対策を行う予防保全に政策転換することとし、計画的に橋梁等の長寿命化を実施することとしており、市町村に対して、平成 25 年度までに橋梁を調査し、長寿命化修繕計画を策定することが義務付けられた。

こうした中で、性格上危険度が非常に高く、修繕工事以前に落下防止等の応急処理をする場合、助成制度が全くなく、また、橋梁の維持補修及び架け替えについては、起債が限定されており、自主財源が限られている中で、その財源確保に苦慮しているのが実情である。

については、応急処理に対する財政支援措置を創設するとともに、今後、計画に基づき発生する維持補修及び架け替え整備に対し、起債の対象拡大も含め更なる財政措置の拡充を図ること。

また、鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策に

より、全額国費の対象とすること。

9 河川的环境保全及び災害防災対策について(共通)

河川的环境保全については、地域住民(自治会、ボランティア)や消防団の協力により、草刈り等清掃活動を行っているが、自治会員の高齢化及び会員減少、更には危険箇所が存在など実施困難な箇所が増加している。

また、近年、全国各地で異常気象に伴う集中豪雨や台風等の大雨による増水で、立木が流され、堤防等河川構造物や橋梁に多大な被害をもたらすとともに、流域住民の生命、財産を脅かしたところである。また、河川敷内が有害鳥獣の棲みかとなっており、農作物への被害等も増加している。

こうした中、灌木などは、河川清掃等の際に伐採作業を行っているが河川全体に行き届かないのが実情である。

については、良好な河川環境を保全し、安全性を確保するため、河川管理者である県は、早期に、立木等を伐採するとともに河川清掃(河川の草刈)及び河床整正の予算を確保し事業を推進すること。

また、伐採に当たっては、公募により希望者を募り、伐木を無償提供することでコスト削減、伐木の有効活用が図られる手法も検討すること。

なお、次の箇所については、早急に対応すること。

- ・ 釜無川及び塩川区域内の立木伐採並びに黒沢川及び割羽沢川の浚渫
(韮崎市)
- ・ 北杜市内の釜無川及び塩川の支流を含む県管理河川敷の立木等伐採並びに伐採後に薬剤湿布による予防的措置(北杜市)
- ・ 六反川、東川、坊沢川の立木伐採の継続及び鎌田川の浚渫(甲斐市)
- ・ 笛吹市内の県管理河川の浚渫(笛吹市)
- ・ 重川、日川、石橋川、兄川、弟川、西川の河床の堆積土の除去及び立木伐採(山梨市)
- ・ 竹森川、文殊川、佐野川、田草川、鬘櫛川の立木伐採及び河床整正
(甲州市)
- ・ 常永川の堆積土の浚渫(中央市)

10 急傾斜地崩壊対策事業について(共 通)

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するための根幹的な国土保全事業である。

本県には、土石流危険渓流及び土砂災害危険箇所が約 4,800 あり、県においては、優先順位の高い箇所から順次整備を進めているが、特別警戒区域に指定された区域においても未整備箇所が多く存在している。

については、砂災害から人命、財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を図ること。

11 河川改修等整備の促進について

(甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、山梨市、甲州市、中央市)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

甲府市

(1) 濁川改修整備の促進について

濁川の省路橋から上流の治水対策については、平成 17 年度から抜本的な検討がされているところであるが、同地域は古くから豪雨の都度、河川水位が上昇し、度々溢水による浸水被害が発生しているため、早期に改修すること。

(2) 藤川改修整備の促進について

藤川の改修整備については、濁川合流点から上流 400mの間の用地取得を平成 18 年度から着手している状況であるが、豪雨時には、北部山地からの雨水流入により短時間に河川水位が上昇し、溢水等による浸水被害が発生していることから、早期に整備すること。

(3) 高倉川改修整備の促進について

高倉川の改修整備については、平成 20 年度より改修工事に着手しているところであるが、国道 411 号線の高倉橋を含めた上流区間の改修については、施工方法等について関係行政機関、地下埋設企業等と協議中となっている。

については、早期に整備手法を決定し、工事に着手すること。

(4) 間門川の改修整備の促進について

間門川については、平成 20 年度から用地買収に着手し、22 年度から放水路が完成し、22 年度から護岸工事に着手しているが、本年度においても降雨の都度河川水位が上昇し、溢水が危惧されている状況である。

については、早期に事業を促進すること。

(5) 湯川改修整備の促進について

湯川の治水対策については、整備手法について検討を行ってきたところであるが、具体的な整備に至っていない状況である。

については、早期に整備手法を決定し、工事着手すること。

南アルプス市

(6) 八糸川の早期改修について

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、早期に改修すること。

甲斐市

(7) 六反川・東川・坊沢川の早期改修について

本河川は、近年流域沿いの土地利用形態の急激な変化に伴い、河床への土砂堆積が著しく、集中豪雨時には浸水・冠水などの恐れから周辺住民は日常生活において大きな不安を抱えている。また、現状の通水断面では最大出水時には、危険が伴う可能性もある。

一部で河川改修も実施されてはいるが、ここ数年は、改修がなされておらず、特に集落内を流れる六反川については、近年、JR中央線北部地域や南部地域に堆積土や上流から流れ出た岩石の堆積が目立っている。

については、周辺住民が安心して生活できるよう、定期的な堆積土の浚渫を早期に実施するとともに、未改修部分の早急な河川改修整備(床固工の設置)を行うこと。

(8) 亀沢川の早期改修について

本市の北部山間地を流れる本河川は、急流で川幅が狭く湾曲しており、また、いたる所に巨岩や岩盤が張り出し、極端に狭い箇所も多く存在する。

このため、台風・大雨の際にはしばしば氾濫を起こし、近年では平成 12 年の集中豪雨時に、周辺の家屋や農地が流失する被害が生じた。

については、河川管理上及び周辺住民の生命財産保護のためにも早期に改修（主に床固工の設置）すること。

(9) 鎌田川の早期改修について

本河川は、竜王地区を縦断する県の管理河川である。河川の流域沿いは、土地利用の変化により、近年急激な宅地化が進み、流入小河川の増加により、集中豪雨や出水期の大雨の際には、氾濫寸前状況である。更に、河川護岸は老朽化が進み、周辺住民は、危険と不安が伴う生活状況である。

については、流域沿線の現状を考慮しながら、通水断面の確保と氾濫防止に向けた早急な沿岸整備を行うこと。

笛吹市

(10) 渋川流末排水機老朽化に伴う排水ポンプ入れ替え整備について

本市石和町西部における滞水等水問題の解消施策については、一級河川渋川の改修整備も順調に進捗し、現計画区間の平成 25 年度完了を目指し事業が推進されている。

このような中、渋川最下流にある排水ポンプは、昭和 33 年、富士見土地改良区が国県の補助を受け設置したものであるが、半世紀が経過しポンプの老朽化が進んでいることから、いざ強制排水が必要な時稼働しない事態を想定すると、一刻も早い排水機施設の更新整備が必要であり、地域住民からも強く求められている状況である。

については、高性能排水ポンプの入れ替えに向け県の財政措置を講じること。また、第二期工事についても早期に事業認可し、改修整備を促進すること。

(11) 平等川の改修整備について

平等川について、春日居町鎮目地内、山沢川合流地点まで、平成 25 年度完成予定で事業を推進しているが、上流については、地域住民と消防団が草刈等をしているが、近年河川内に土砂等の堆積が目立ち、豪雨の時の河川の氾濫が懸念される。

については、第二期工事として上流の河川改修を行うこと。

山梨市

(12) 平等川河川改修整備の促進について

平等川は、護岸の老朽化や河川幅の狭小のため、大雨等による増水により

付近の家屋・畑等への冠水被害等が発生している状況である。また、夏期には雑草が繁茂し近接する果樹園に悪影響を与えている。

また、今後は、西関東連絡道路の完成により、路面排水等の流入も予想される。

については、現在、県で策定している笛吹川下流圏河川整備計画では、本河川下流域の整備計画が含まれており、要望エリアの整備はこの計画以後になるが、現状を把握し、緊急を要する箇所については、早期に整備を行うこと。

甲州市

(13) 塩川の早期改修について

本河川は、上流部及び下流部の土地利用の変化により、急激な市街地化が進んでいる。

護岸の老朽化や河川幅の狭小及び堆積土も多いため、大雨等の際は急激な増水により、取付け水路の流出が悪くなり、付近の家屋・畑等への溢水による浸水被害が発生している。

については、安全で安心な生活の確保を図るため、早期に整備すること。

中央市

(14) 鎌田川の早期改修について

本河川の流域は、上流部の土地利用の変化により、急激な都市化が進んでいるが、護岸の老朽化や河川幅の狭小のため、大雨等の際は、急激な増水により、付近の家屋・田畑等への冠水被害等が発生している。

については、早急に整備を行うこと。

(15) 新せぎ川の護岸整備について

本河川は、市川三郷町大塚地区から本市浅利地区の山ぎわ斜面を流れているが、老朽化による護岸コンクリートの傾斜やひび割れ等の破損が激しく、護岸崩落の危険性が非常に高い。

また、下流には、護岸コンクリート壁のない箇所もあり、増水による氾濫も危惧されている

については、護岸コンクリート崩落による災害を未然に防止するため、護岸整備を早急に実施すること。

12 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、団体への協力要請、滞納者への督促を強力に進め、更に長期滞納者を中心に臨宅訪問、面接を行い、返済への意識を高める等鋭意努力をしているが、不況の影響等により、極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、このため一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮している。

については、このような状況を勘案し、利子の猶予、貸付利率の引き下げ等、県の支援を講じること。

13 中央自動車道スマートインターチェンジの設置について

（甲府市、笛吹市、上野原市）

(1) （仮称）甲府スマートインターチェンジの設置について（甲府市）

スマートインターチェンジ設置により、一般国道140号をはじめとする周辺道路の混雑緩和、観光施設、周辺工業団地と中央自動車道とのアクセス性の向上、また、災害時の冗長性の確保、更に、県立中央病院や山梨大学医学部への搬送時間短縮などの効果が期待される。

また、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化のためにも、駅から最寄のインターチェンジになる（仮称）甲府スマートインターチェンジが必要であると考えている。

については、早期事業化に向け、一層、国及び関係機関への働きかけること。

(2) （仮称）笛吹スマートインターチェンジ設置について（笛吹市）

県の協力を得る中で、（仮称）笛吹スマートインターチェンジについて6回の勉強会を経て、平成23年7月29日に、「地区協議会準備会」を設立した。

なお、中央道下り線側のインターについては、市道との連結が予定されており、この建設に当たっては合併特例債の活用も視野に入れていることから、事業採択が先延ばしとなった場合、合併特例債を活用できなくなるため、早

期の事業開始が求められている。

また、事業の推進にあたり、市道と県道（甲府笛吹線）との交差点改良についても、整備の必要性が生じてくる。

については、（仮称）笛吹スマートインターチェンジの早期実現に向け、できる限り早い時点で、「地区協議会準備会」を「地区協議会」に移行し、目標年度である平成 27 年度供用開始ができるよう更なる支援を行うこと。

また、下り線側のアクセス道路（甲府笛吹線）の交差点改良については、県道としての位置づけの中で、県が整備すること。

(3) 談合坂 S A へのスマートインターチェンジ設置について（上野原市）

談合坂 S A 付近は、週末を中心に著しい渋滞が発生し、渋滞回避のために上野原 I C 周辺の生活道路までもが渋滞する状況であり、談合坂 S A から本線への合流にも多大な時間を費やしている。

談合坂 S A にスマートインターチェンジが設置されることにより、観光や体験農業施設等へのアクセスの改善が図られるとともに、渋滞の回避・緩和が期待できる。

については、その早期実現が図られるよう、財源の充実・強化等必要な措置を国及び中日本高速道路（株）などへ働きかけるとともに、指導・助言等の支援を行うこと。

14 富士山火山防災対策の充実強化について（富士吉田市）

〔要望部局 総務部・県土整備部〕（再掲）

富士山火山防災対策については、平成 18 年 2 月に中央防災会議において「富士山火山広域防災対策基本方針」が策定され、これを受け県においても地域防災計画火山編が作成された。

一方、周辺市町村では、住民ガイドブックを作成し全世帯への配布、また、富士山火山広域防災対策基本方針を踏まえ地域防災計画における富士山火山編を策定し、これまでも増して、住民の富士山火山防災意識の高揚やソフト、ハードの両面を通じた具体的な防災対策に取り組んでいる。

こうした中、富士山火山広域防災対策基本方針で噴火前の避難基準が示されたが、富士山は国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要となることから、避難道路の確保が最も重要な課題あり、また、大きな被害が懸念される火山

灰や融雪型火山泥流などの調査研究の継続や対策等も必要である。

については、富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 避難路の整備等について

富士山火山災害の広域避難については、国道及び中央自動車道富士吉田線、県道等の主要道路を利用することになるが、国道 137 号・139 号については、幅員が狭く週末や行楽シーズン、朝夕の交通渋滞が激しい状況である。

については、有効な広域避難道路について、河口湖Ⅱ期バイパスに接続する吉田河口湖バイパス(新倉トンネル)の早期完成、甲府富士北麓連絡道路の計画路線への格上げを含めた早期整備、富士吉田市北部地域に中央道富士吉田線へ乗り入れ可能なスマートインターチェンジの早期整備、一部で共用を開始した県道山中湖忍野富士吉田線(1市2村道)の早期整備及び国道 138 号の4車線化(富士吉田市上宿交差点から山中湖村明神前交差点)の整備を促進するとともに、避難に有効な県道の整備及び市町村道の整備に対する助成制度を創設すること。

また、高速自動車国道について、東海地震では、観測情報や注意情報などの地震情報に応じて車両の入込み規制がかかるなど災害に備える体制が整っているが、富士山火山などの火山災害では、そのような体制が明確でないことから、東海地震と同様、火山情報に応じた高速自動車国道活用の防災体制の整備について国に働きかけること。

(2) 富士山火山防災に係る観測機器設置及び観測体制の整備について

火山防災においては、機器を使った観測・監視による火山活動の予知予測が重要であり、特に、地震計や傾斜計、GPS などの観測機器が充実することにより、火山予知対策の精度が格段に向上すると考える。また、人工衛星などを活用し映像での監視体制なども必要と考える。

については、国及び県において整備すること。

(3) 砂防構造物の整備について

吉田大沢では、歴史上、多くの泥流等の記録が残されており、対策を講じる必要がある。

有珠山の火山災害において流路溝等の砂防構造物が大きな効果を上げており、砂防構造物は火山噴出物や土砂による災害を未然に防ぎ、その被害を抑制するのに効果が期待できる。

については、現在、富士山火山砂防計画検討委員会において、砂防構造物のハード整備の構想が検討されているが、その検討結果を踏まえた砂防構造物等のハード整備を講じること。

また、宮川は、過去大きな雪泥流（雪代）の被害があったが、県が整備した砂防構造物の効果により、昭和 36 年以降大きな被害は発生していない。

一方で、現在、宮川上流部においては、堆積物が河川を埋めている状況である。最近の大きな社会問題となっているゲリラ豪雨等により、雪泥流災害の危険性が増大している。

については、早急な現状調査を行うとともに、必要な浚渫を行うこと。

(4) 火山防災対策に関する調査研究等について

富士山火山広域防災対策基本方針が示されたが、大きな被害もたらすことが懸念される火山灰や融雪型火山泥流は未だに分析できていない部分もあることから、富士山火山に関する調査研究及び防災対策について、それぞれの機関で連携を図りながら今後も調査研究を行うこと。

15 中央自動車道側道の県道昇格及び大月都留連絡道路の整備について

(都留市、大月市)

東部地域の富士吉田市から大月市までの幹線道路は 139 号のみであり、朝夕の通勤時には、相変わらず渋滞が続いているため、これを避け狭隘な中央自動車道側道を利用する車は依然として多い。

については、国道 139 号バイパスの完成を待たれるところであるが、交通量が増加する本側道を県道に昇格させ、富士吉田市から大月市へ通じる幹線道路として充実を図ること。

また、古川渡地内の現国道に国道バイパス及び県道バイパスが交差する交差点から側道までの新たな道路を整備することにより、側道の機能を向上させるとともに大月インターチェンジに直結する側道の延長工事を県事業として計画すること。

16 塩川サイクリングロードの整備促進について(菰崎市)

塩川サイクリングロードの整備計画区間は、三村橋から鷹巣橋までの約3kmであり、その内、三村橋から駒井橋の間は整備を終え、現在、駒井橋から鷹巣橋までの間について事業（工事）が進められているが、地元住民からは、さらに下流まで整備するよう求められているところである。

については、鷹巣橋から下流についても引き続きサイクリングロードを整備すること。

17 笛吹川フルーツ公園の再整備について(山梨市)

笛吹川フルーツ公園は、新日本三大夜景、恋人の聖地など、県を代表する観光施設であり、県内外から多数の観光客が訪れている。しかし、公園内の有料施設の廃止が決まり、観光客の減少が懸念される。そのため、現施設の不便な点を改善し、施設の魅力を高める整備が必要となる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) フルーツ公園の「トロピカル温室」及び「くだもの館」の有料施設再整備について、県を代表する観光拠点としてフルーツ公園の名にふさわしいよう、山梨県の観光を見据えた内容とすること。また、「くだもの館」については、観光客はもとより、学校の校外学習等に配慮した県内特産果樹や、その果樹農業を学べる場とすること。
- (2) 有料施設以外について、フルーツ公園内に小学生向け遊具の充実と、乳幼児を連れた来園者のサービス向上のため、遊具や売店周辺に授乳室等を整備すること。
- (3) 災害時には防災拠点として近隣住民の避難地、警察及び自衛隊の活動拠点として使用できるよう、防災車両の通行を考慮した園路拡幅、避難者のテント等が設置できる広場スペースの拡大等、防災機能のさらなる充実を図ること。

企 業 局

1 地球温暖化防止対策の推進について（共 通）

〔要望部局 森林環境部・企業局〕（再掲）

地球温暖化は、現在の人類の生活と将来の人類の生活に関わる深刻な問題であり、緊急に取り組むべき国際的な課題となっている。

国では、1990 年比で、2020 年までに国の温室効果ガス排出量を 25 %削減する目標を掲げ、その目標達成に向けた取り組みを「チャレンジ 25」と名付け、政府全体の重点課題として積極的な環境政策を行っているところである。

また、東日本大震災による原発事故によって、これまでの原子力発電を中心としたエネルギー政策は、再生可能エネルギーへと見直しが求められている。

こうした中、県においても、地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策実行計画及びやまなしグリーンニューディール計画により本県の恵まれた自然環境を活かし、太陽光発電や水力発電等クリーンエネルギーの普及促進等、クリーンエネルギー先進県やまなしの実現に向け鋭意取り組んでいる。

一方、各市においても市民への啓発活動はもとより太陽光発電、小水力発電の導入、住宅用太陽光発電システムの普及等温暖化対策、再生可能エネルギーの普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

については、地球温暖化対策の一層の充実強化を図るため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1)再生エネルギー導入への支援について

県内市町村は他県と比べ小規模であり、エネルギー政策を単独市町村で取り組むには難しいのが実情であることから、県の支援体制の充実強化を図る必要があると考える。

については、平成 20 年 11 月に県企業局に「小水力発電開発支援室」を設置し、「やまなし小水力発電推進マップ」が作成されたが、この具体化のため、技術的アドバイスが可能となるスタッフ体制の充実を図ること。

また、水力発電にかかわらず、風力、太陽光などを含め、総合的に再生エネルギーを推進するため、各市に支援を行う機構・組織の充実及び財政措置を講じること。

(2) 太陽光発電システムへの財政措置について

公共施設等への太陽光発電システムの導入には、国等の財政支援措置が講じられているが、年々補助率が縮減しており、厳しい財政状況の中で、今後の導入推進が懸念される。

については、県の財政支援措置を創設し、公共施設等への太陽光発電システムの導入を推進すること。

住宅用太陽光発電システムについても普及促進を図るため、県の財政支援措置について、利子相当額への補助ではなく発電設備の設置規模に応じた国と同様の補助制度とするなど拡充を図ること。

(3) 新エネ・省エネ機器等への財政措置について

温室効果ガスの削減を進めるには、一般家庭での新エネルギー及び省エネルギーの普及が不可欠であり、CO₂ゼロを目標とする本県において普及促進を図るためには、太陽光発電システムの現行制度だけでなく、県民の導入意欲を掻き立てるような一般家庭への太陽熱温水器やクリーンエネルギー自動車などの新エネ・省エネ機器等導入への財政措置を講じること。また、国へも働きかけること。

(4) 小水力発電の普及促進について

小水力発電は、地球温暖化対策に資するクリーンなエネルギーであり、今後さらに普及促進すべきであるが、現在の河川法においては、水力発電に関してはその規模の大小を問わず水利権の許可が必要とされており、その申請項目についても、過去 10 年間にわたる河川の流量を観測する必要があるなど、手続きが複雑で、提出書類も膨大となるため、小水力発電を導入に大きな負担となっている。

については、小水力発電の普及促進を図るため、施設整備への財政措置を拡充すること。

また、農業用水路等の現状のまま(流量を変えず)設置する小水力発電施設については、河川法の許可申請を不要とするとともに、一定規模未満(1,000kw 以下)で、かつ、他の水利使用に対して影響を与えないことが認められる場合は、全て(従属発電の場合だけでなく)「特定水利使用」の対象外とし届出制度とすること。また、一級河川のうち都道府県知事が管

理を行っている「指定区間」における水利使用については、都道府県に許可の権限移譲を行うなど、水利権許可手続きの大幅な緩和を図ること。

更に、余剰電力買取による事業化を促進するため、相応の買い取り価格の設定(25 から 30 円/kmh)とリスク等を勘案した長期的買い取り期間を設定すること。

(5) 木質バイオマス資源を利用した新エネルギー施設整備促進について

県の面積の大半を占める森林や果樹地域から発生する木質バイオマス資源の利活用は、自然エネルギーの普及を図る有効手段である。

しかしながら、木質バイオマス資源をエネルギーに変換する設備は、大変高価で、原料を廃棄物扱いすると運搬コストも嵩み、エネルギーとして利用しても採算が取れないのが実情である。

については、木質バイオマス資源を原料とする新エネルギーの普及拡大を図るため、施設整備にかかる財政措置を継続、拡大すること。

また、木質バイオマス資源の運搬は、廃棄物として扱わないなど、国へ規制緩和を働きかけること。

教 育 委 員 会

1 個性を活かし未来を拓く学校教育の推進について（共 通）

児童生徒一人一人の個性を大切にし、生命や人権を尊重する心、他者への思いやり、社会性、創造性、国際性などをはぐくみ、わが国の将来を支える心豊かでたくましい人間を育成していくことが求められている。

近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、子どものモラルや学ぶ意欲、また、学力・体力の低下等多くの面で課題が指摘されている。

こうした中、国においては、教育基本法の全面的な改正を受け、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定し、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後 5 年間（平成 20～24 年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進しているところである。

一方、県においては、「チャレンジ山梨行動計画」等を踏まえ、本年 2 月「やまなしの教育振興プラン」を策定し、各種施策に積極的に取り組んでいる。

については、一層の学校教育の充実強化を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め県において特段の措置を講じること。

(1) 少人数教育の推進について

「はぐくみプラン」を小学校 3 年生以上、中学校 2 年以上に順次拡充すること。

また、国は、平成 23 年度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）を改正し、小学校 1 年生では 35 人学級の編成となったが、小学校 2 年生から 6 年生及び中学校は 40 人学級の編成のままとなっていることから、「30 人学級に向けた標準法の改正」の早期実現が図られるよう国に働きかけること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、従来の特殊教育の障害者だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の

支援をさらに充実していくこととなった。

こうした中、各市では、市単独で特別支援教育支援員を配置し対応しているが、財源が限られているため、配置人員の制約が大きく学校現場のニーズに応じられず対応に苦慮しているのが実情である。

特に、小中学校の児童生徒の約6%の割合で存在する発達障害の子どもへの対応については緊急の課題となっている。

については、実情に即した加配措置を講じるため、現行の自閉症・情緒障害特別支援学級を「広域設置方式」から各校設置へと改めるなど県独自の特別支援学級編制基準を創設するとともに、チームティーチングの特別支援学級への導入や知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害学級を対象とする特別加配の人数を増員することなど、特別支援教育の推進を図ること。

また、教育支援センターの指導教員の増員をするとともに、市単独の特別支援教育支援員への財政支援措置を講じること。

(3) 不登校児童・生徒適応指導教室職員の配置について

不登校や問題行動・家庭問題等が起因する不適応児童が増加傾向にあり、定数法及び従来の加配の教職員だけでは、対応ができない状況である。

また、不登校児童への対応は、複雑多岐になっており、継続指導児童・生徒に対しては、一層解決が困難な状況もあり指導者の複数対応が望まれる。

については、県費負担正規職員を増員配置するとともに、小学校の勤務形態も常勤とすること。

また、スクールカウンセラー未配置校にスクールカウンセラーを配置すること。

(4) 外国籍児童・生徒の教育について

平成 20 年度現在、公立小中学校等に日本語指導の必要な外国人児童生徒が全国で約 2 万 8 千人在籍しており、その数は増加している。少子・高齢化の進展等により外国人労働者受入の要求も高まる中で今後も増加が見込まれる。

こうした中、日本語が話せない外国籍児童・生徒の初期の日本語指導については、日本の習慣などの指導を集中的に実施することが必要である。

については、これらの指導が行える施設の確保や対象校を巡回して指導でき

る専門の言語を話すことのできる非常勤職員を配置すること。

また、市単独配置職員への国・県の財政措置を講じること。

(5) 外国語教育の充実について

平成 23 年度より小学校においては新学習指導要領が完全実施となり、小学校 5、6 年生においては年間 35 時間の外国語活動が位置づけられた。また、学習指導要領においても「ネイティブスピーカーの活用に努めること」が示されており、市単独で外国語指導助手（ALT）を配置しているところである。

については、外国語教育の一層の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）配置への財政支援を講じること。

(6) 栄養職員の配置について

学校調理場現場においては、調理場の運営・管理の面から、また、児童・生徒への食教育の面からも栄養職員は大きな役割があり、一調理場に最低 1 名の配置が必要である。

については、各調理場に県費栄養職員を配置すること。

(7) 養護教諭の複数配置について

近年、保健室に来室する児童生徒の中には、身体面だけでなく、心の不安や悩みなどの相談を求めて来るケースが増加している。表面的には、身体的な症状を訴えながら、内面では、心の問題を持っている場合が多く、児童生徒の相談に応じる養護教諭の役割は、極めて重要である。

については、保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等関係業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

2 就学援助制度について(共通)

準要保護認定基準や審査方法が各市によって異なるため、全国統一的な準要保護認定基準、準要保護者に係る事務の取り扱い方法を示し、市町村間の取り扱いの差異を解消すること。

3 公立学校施設の整備について（共 通）

公立学校施設の整備を推進するため、次の事項について、国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 学校施設の整備等について

校舎の新增築、改築及び給食施設など学校施設の整備に当たっては、国の補助金を活用する中で事業を実施しているが、国の補助基準単価は、実施単価とは乖離しており、十分な補助とはいえない状況である。

また、小中学校の適正配置に伴う廃校施設の取り壊し事業費等について、財政措置が講じられておらず、その財源確保に苦慮している状況である。

については、補助基準単価や補助率の嵩上げなど公立学校諸施設の整備へ適切な財政措置を講じるとともに、廃校施設の解体経費等への財政措置を創設すること。

(2) 市立小中学校及び高等学校の冷暖房機整備について

近年、わが国の夏期の気温は、高水準で推移しており、特に6月から9月にかけては異常ともいえる気温上昇が続くことから、学校現場においても児童・生徒の健康管理・安全面等を考慮した指導を徹底するなど、より意を配しているところである。

文部科学省において学校環境衛生基準による教室等の望ましい温度を定めているところであり、市としてもこれまで高温対策として、全ての普通教室・特別教室に天井扇を設置するとともに、グリーンカーテンの導入推奨や保健室へのエアコン・製氷機の設置に加え、教室内での水分補給をするため、水筒を持参させるなど、可能な限り学校内での暑さ対策に傾注しているが、抜本的な解決策とはなっていない状況である。

については、児童・生徒が安心・安全に学べる教育環境を構築するため、市立小中学校及び高等学校の普通・特別教室への冷暖房機整備に対し国へ補助率の引き上げを働きかけるとともに、県においても早急に新たな補助メニューを創設すること。

4 学校の安全対策について(共 通)

学校は、教育の場であると同時に児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒の安全と健康に十分留意することはもちろん、豊かな人間性を育む潤いのある快適な学校生活の拠点として、施設の安全対策は極めて重要な課題である。

こうした中、各市では、防犯対策として不審者の侵入防止や侵入時の迅速な対応という視点から、防犯監視カメラを設置するなど、防犯対策を図っているところである。

また、今後も、計画的に防犯監視カメラの設置等、学校施設の防犯対策の充実を図ると同時に、学校の安全を守る必要な予防措置を講じる必要がある。

については、県においても学校における安全施設の整備に対し財政的支援等の対策強化を図ること。

5 埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等について(共 通)

埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査の見直し及び県指定史跡等の整備活用について

県では、各種開発事業に伴う埋蔵文化財調査について、原因者や事業規模によって県教育委員会の指導の下、市町村との役割分担を行っている。具体的には、国の機関、県の機関に係る開発事業で広域性の高い事業は県埋蔵文化財センターによる調査とし、県道改良工事やその他県機関による小規模工事、当該市町村事業、個人、民間は市町村が調査するという分担がなされてきたところである。

国主導の公共事業が好調であった頃は、小規模な県事業まで県埋蔵文化財センターでは対応できないという理由で、市町村が請負ってきた調査であるが、本来的には県が調査すべき性格の事業である。

現在、県埋蔵文化財センターの調査事業が減少傾向にある反面、各市町村の業務量は増加傾向にある。

については、県事業については、県内部において完結すべきであり、今後は市が請負ってきた埋蔵文化財調査は、県で対応するよう要望する。

また、県指定史跡等の整備活用について、整備に伴う発掘調査費への財

政措置を拡充するとともに整備費への財政措置を講じること。

(2) 文化財の保護・継承について

文化財は、地域はもとより国民全体が享受すべき歴史遺産、教育・観光資源である。

しかし、文化財の維持、管理に関しては一部を除き国の財政措置がなく、管理者の負担に依存しているところである。

については、国及び県において必要な財政措置を講じるよう働きかけるとともに、県においても財政措置を講じること。

6 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業について(富士吉田市)

富士山・富士五湖観光圏では、国の施策である観光立国を推進するために、「連泊滞在することのできる観光地」づくりを具体的実現するための事業を地域が一丸となって推進している。

多くの観光客を受け入れている富士山・富士五湖観光圏の中で、富士吉田市は江戸時代から明治・大正・昭和と隆盛を極めた富士山信仰の拠点である上吉田地区の御師宿坊の町並みと北口本宮富士浅間神社一帯が観光資源としてのポテンシャルが高く、観光圏域内でも今後の資源の磨き上げが期待されている。

更にこの地域は、富士山世界文化遺産登録での貴重な資産であり、世界遺産に登録されると多くの観光客が見込まれており、加えて平成23年7月1日には、この地域の交通拠点である、富士吉田駅が富士山駅に改名され、富士登山バスの出発点になるなど富士山の拠点として整備される予定であり、それに基づき平成22年度には観光庁による「外国人観光客の移動容易化のための言語バリアフリー化調査」の対象地区になるなど観光客の受け入れ整備が進められている。

そのような中で、文化庁では平成23年度概算要求の中で、「文化芸術による元気な日本復活プラン」で文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業を行うこととしている。

については、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業において、地域の美術館・博物館への支援だけでなく、地域を包括した取り組みへの支援に幅を広げることや、更に文化財等への支援においては、対象となる文化財を国だけでなく県・市指定文化財まで広げる柔軟な対応をすること。

7 県立桂高校の中高一貫校への改編について(都留市)

現在、県教育委員会が示している谷村工業高校と桂高校を統合した上での東部地域への新設高校の設置方針（案）は、両校が、それぞれ永年にわたって培ってきた歴史や伝統、さらに、東部地域において担ってきた役割に、真摯に向き合うことなく、稚拙に統合しようとする「木に竹を接ぐ」感が免れない。

また、教育機関の減少は、「教育首都つる」というブランドの確立に努め、学校教育や生涯学習はもとより、まちづくり全般にわたり都留文科大学を中核とした知的資源を活用したまちづくりをめざす本市にとっても看過できないことでもある。

さらに、知事公約でもある中高一貫校の設置については「高等学校審議会」において具体的な検討が行われているが、これをにらんで、市民各層からなる組織において、中高一貫校を含む市内の高等学校のあり方についての研究も進められており、本市としても両校校舎の耐震化問題とともに重要な課題と認識している。

中高一貫校は、6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで、学業はもとよりスポーツにおける技術的な向上等、子どもの能力や個性が飛躍的に高まるものと期待できるものであり、現在、市外の高校に通学している生徒も多い中、魅力あふれる学校が本市に設置されることは、市内をはじめ、郡内地域全体の生徒や保護者にとって選択肢が広がることに繋がる。

更に都留文科大学と連携し、大学の資源を十分に活用することにより、学習指導等の取り組みを充実させるなど、本県の教育の先進モデルとして組み立てていくことが可能と考える。

この意味で、本市は、県内のどの地域よりも優位性を有し、発展性のある学校として飛躍させる土壌を有する場所である。

については、本市への中高一貫校設置について、高校審議会の場において検討すること。

8 県東部地域の県立高校に係る入学定員の確保等について(大月市)

本市の大月短期大学附属高校は、平成26年3月末日の閉校に伴って、本年度入学生を最後に以降の募集は行わないこととしたところである。このことにより、東部地域における県立高校の現行定員では進学できない生徒が生じることを危

惧している。

このため、市内中学校長及び進路指導担当教諭等の意見を基に、大月短大附属高校の閉校に伴う来年度以降の県東部地域における県立高校の入学定員確保等のため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 上野原高校に、情報処理、簿記、電卓等の資格取得ができる商業系科目群を設けること。
- (2) これまで大月短期大学附属高校を志望してきた生徒の状況を考慮し、上野原高校あるいは谷村工業高校の定員において1クラス程度の定員増を行うこと。
- (3) 東部地区の県立高校4校において、定員に満たない中での足切り等が行なわれることのないよう特に配慮すること。

9 大月短期大学附属高校の閉鎖に伴う教職員の就業について(大月市)

大月短期大学附属高校の閉鎖に伴う教職員の就業について、同高校は平成 26 年 3 月末日の閉校に伴い、本年度入学生を最後に以降の募集は行わないこととし閉校へ向けた準備を進めている。

このことに伴い、本市としては、県立高等学校の新整備構想に協力的な立場をとってきたことから、数年来、県教育委員会にご指導、ご相談を通じて、本校教職員の県立高校への就業について要望をしているところである。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 山梨県公立学校教員選考検査の受験資格を有する者が受験する際は、教育現場での実績等を最大限評価すること。
- (2) 年齢等により上記選考検査の教員受験資格を有しない者が、県立高校での教鞭を希望する場合は「派遣」の道を拓き、県立校への受け入れを実現すること（給料は県負担、退職金は大月市負担とする）。
- (3) 今後、高校の閉校までに教職員（期間採用等）の離脱が懸念されることから、その場合には教職員の補充・派遣をすること（閉校までの人事交流の復活）。
- (4) 閉校に伴い、耐震不足である校舎の解体撤去費への財政支援を国へ働きかけること。

警 察 本 部

1 甲斐警察署の早期実現について（甲斐市）

〔要望部局 知事政策局・県警本部〕（再掲）

本市は、県下２番目の人口を有し、合併以来「安全で快適に暮らせるまちづくり」を構築するために各種の取り組みを行っている。

平成１９年４月１日から、韮崎警察署の所管となり甲斐分庁舎の設置がされたが、大規模小売店の進出や JR 竜王駅周辺整備、道路網の整備（双葉スマート IC・国道 20 号線及び主要県道）による通行車両の増加等により、平成 22 年においては、交通事故の発生件数は 581 件、韮崎警察署管内においては、約 7 割という高い状況が続いているところである。

また、刑法犯認知件数も 600 件となり、治安の悪化も懸念され、単独警察署の設置が必要不可欠となっている。

については、一日も早く市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが実現するよう甲斐警察署を早期に設置すること。

2 廃棄物処理対策について（共 通）

〔要望部局 森林環境部・県警本部〕（再掲）

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけ等適切な措置を講じること。

(1) 廃棄物処理施設について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設等の基幹的施設の更新等に対して十分な財政措置を講じるとともに、既存施設の解体撤去工事費において、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合及び事業主体が代わった場合についても、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用も含めて交付対象とすること。

(2) 不法投棄対策への財政支援について

県内各地域廃対協では、監視員を設置し、不法投棄の発見通報、監視のみを行っており、市では独自で、その後の撤去等の業務のためパトロール員を設置し対応しているところである。

今後は、本年 7 月に地上デジタル放送への完全移行がされたことから、大

量に処分されるアナログテレビについて不法投棄の増加が懸念される。

また、これらに関連し廃品回収業者による、詐欺行為や不法投棄が増加すると思われることから、引き続き、警察による指導が必要である。

については、市独自で、撤去等の業務ため設置しているパトロール員の経費について、不法投棄未然防止事業費補助金の補助対象とするとともに不法投棄対策への国の財政措置を講じること。

また、廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策とし、車輛の登録制及び車輛への許可番号表示の義務付け及び罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を実施すること。